



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明初の日中関係をめぐる二、三の問題：洪武帝の对外政策を中心として
Author(s)	佐久間, 重男
Citation	北海道大学人文科学論集, 4, 1-46
Issue Date	1965-02-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34281
Type	departmental bulletin paper
File Information	4_PR1-46.pdf



明初の日中關係をめぐる二、三の問題

——洪武帝の對外政策を中心として——

佐 久 間 重 男

一

明代の對外關係は、これを一言にしていえば、諸外国にたいして朝貢貿易の形態を嚴守させるとともに、国内では人民の海外出航禁止という海禁政策の実施を基調とする方針であつた。⁽¹⁾それらの方針は、明の太祖洪武帝の時代には、その形態を整えたということができよう。洪武帝をしてかかる政治的措置を講ぜしめるにいたつた背後には、そのころ朝鮮半島から中国大陆の沿岸にかけて神出鬼没の活動を展開していた、いわゆる倭寇の存在が大きく作用したといわねばならない。

本稿では、この倭寇の問題を通じて発生した日中兩國の外交關係の経緯、胡惟庸事件と日本との關係、いわゆる不征国日本の問題、ならびに海禁政策の樹立など、洪武帝の對外政策を中心に考えてみようと思う。

まず倭寇の問題からとりあげよう。明初、倭寇の中国沿海地での活動状況を基本資料である明実録から列举すれば、つぎの如くである。太祖実録の洪武二年（一三六九）春正月乙丑（新三月一六日）の条に、

是の月、倭人、山東海浜の郡県に入寇し、民の男女を掠めて去れり。

とあり、同じく二年夏四月戊子（六月八日）の条には、

是より先、倭寇、海島中に出没し、しばしば蘇州〔府〕の崇明に侵掠して、居民を殺傷し、財貨を奪い、沿海の地みなこれを感じる。〔太倉衛指揮僉事翁〕徳、時に太倉を守り、官軍を率い海に出て之を捕え、ついにその衆を敗り、倭寇九十二人を獲、その兵器・海艘を得たり。

とあり、また洪武五年五月丁卯（七月一日）の条には、

倭夷、〔浙江〕海塩〔県〕の澉浦に寇し、人民を殺掠せり。

といい、同じく同年六月丙戌（七月二〇日）の条には、

倭夷、〔福建〕福州〔府〕の寧徳県に寇せり。

といい、同年六月癸卯（八月五日）の条には、

指揮使毛驥、倭寇を〔浙江〕温州〔府〕の下湖山に敗り、追いて石塘大洋に至り、倭船十二艘、生擒せるもの百三十余人および倭弓等の器を獲て、京師に送る。

とあり、同じく八月甲申（九月一五日）の条には、

浙江・福建の瀕海の九衛に詔して、海舟六百六十艘を造り、以って倭寇を禦がしむ。……是より先、瀕海の州県しばしば倭の害を被り、官軍逐捕せんとするも、往々舟乏しく、追撃する能わず、故に是の命あり。

とあり、また同年八月丙申（九月二七日）の条には、

倭夷、福州の福寧県に寇し、前後居民三百五十余人を殺掠し、廬舎千余家を焚焼し、官粮二百五十石を劫取せり。

と見え、つづいて同年八月壬寅（一〇月三日）の条には、

明州衛指揮僉事張徳、兵を率いて倭寇を討ち、流矢に中りて卒し、上、聞いてこれを悼む。……近ごろ倭寇、海

隅を侵犯せるに因り、云々

とある。さらに洪武六年秋七月辛亥（八月九日）の条には、

倭夷、〔山東〕即墨・諸城・萊陽等の県に寇し、沿海の居民多く殺掠せらる。近海の諸衛に詔して、兵を分ちこれを討捕せしむ。

とあり、ついで同年秋七月丙寅（八月二四日）の条には、

〔浙江〕台州衛の兵、海に出て倭を捕え、倭夷七十四人・船二艘を獲、被掠の男女四人を追還せり。

とあり、洪武七年秋七月甲戌（八月二七日）の条には、

倭夷、〔江蘇〕海州に寇し、百戸何達、兵を率いてこれを撃ち、二十四人を斬る。

とあり、同じく秋七月壬午（九月四日）の条に、

倭夷、大任海口に寇し、百戸許彰、兵を率いてこれを禦ぎ、巡檢その弓兵を率いて助け撃つ。倭人敗走し、彰これを追いたるに、倭人兵を返して拒ぎ戦い、彰ついに戦死せり。

と見え、また洪武八年十二月癸巳（翌年一月七日）の条には、

潮州衛指揮僉事李德らを誅す。是より先、〔廣東〕潮州の瀕海の居民しばしば倭夷のために劫掠せらる。德らに詔して舟師を率い沿海にこれを捕えしめたるも、德ら逗留して兵を出だし巡禦せず。賊ついに岸に登りて、大いに劫掠を肆にせり。上、聞いて怒り、德らを逮えて京師に至らしめこれを誅す。

と見える。ついで洪武十三年秋七月壬寅（八月二三日）の条には、

倭夷、広州府の東莞等の県に寇劫せり。

といい、同じく八月丙戌（一〇月五日）の条には、

倭夷、広東の海豊県に寇し、吏民を殺掠せり。広東都指揮使司に詔して、兵を率いてこれを討捕せしむ。

といい、洪武十七年春正月壬戌（二月二三日）の条には、

信国公湯和に命じて、浙江・福建の沿海城池を巡視せしめ、民の海に入りて捕魚するをも禁ぜり。防倭の故を以てなり。

と見え、同年冬十月丁卯（一〇月二六日）の条には、

將士に命じて、糧を運んで遼東に往かしむ。上これに諭して曰く、「海道險遠にして、島夷の出没は常なし。爾ら部する所の將校は部伍を離るることなく、務めて整肅にしてこれに備えしめよ。舟〔山東〕登州に回らば、彼に就いて倭寇を巡捕し、因って功を立つれば可なり」と。

とあり、同じく冬十月癸巳（十一月二〇日）の条には、

兵部言う、「江蘇」鎮海衛の百戸王庭は海に出でて糧を運び、倭寇に遇いて戦歿し、広洋衛の百戸周清は海に出でて倭を捕えんとし、溺死せり」と。

同じく同年閏十月乙巳（二月二日）の条には、

浙江の定海千戸所の総旗王信ら九人は、倭賊を擒殺し、並びにその器仗を獲たり。事聞し、上、命じて賊を擒殺せる者には職を陞し、器仗を獲たる者にはこれを賞せしむ。

と見えている。

これらの実録の記載によれば、明初以来、倭寇の中国沿海地での活動は、ほとんど連年にわたり時と所とを選ばず出沒し、その行動領域は山東方面から江蘇・浙江・福建の沿海をへて、遠く広東方面にまで及んでいる。倭寇の掠奪の目標が何であったか、資料の面から多くをみることはできないけれども、「民の男女を掠め去る」とか、「官粮二百五十石を劫取す」とか、「居民を殺傷して財貨を奪う」とか、「被掠の男女四人」とか、「運糧」の襲奪とかにみられる如く、主として糧米・財貨ならびに無辜の男女良民におかれていた。それは、朝鮮半島での倭寇の掠奪対象が、米と

奴隸にあつたといわれているのとはほ同様であつた。これらの掠奪された良民は、日本においては奴隸として使役されたほか、取引の対象として転売されるものが多かつたという。⁽²⁾ 実録の洪武五年十一月戊申（二月八日）の条に、

高麗国王王頴^{せん}、中郎将宋坦を遣して金希声ら十一人を以つて来り歸さしむ。希声は嘉興府の人、先きに倭寇の掠める所となり、高麗これを得、是に至り遣還したるなり。

とあるのも、倭寇に捕虜とされた金希声らの中国人が高麗に転売され、高麗はかれらを中国に送還することによつてその賞賜に与かつたことを示すといえよう。また、洪武七年六月戊午（八月一日）の条に、

日本国、掠める所の瀕海の民百九人を以つて来り歸す。詔して各々郷里に還さしむ。

と見え、この日本国がいかなる勢力を代表するものか、にわかに断定しがたいけれども、倭寇に掠奪された中国人を逆に中国に送還することによつて賞賜にあずかろうとしたものであることは、間違いないであらう。

当時の日本人がどうしてこのような冒險的掠奪行為に転じていったのであらうか。しかも、非人道的、國際的な問題ともいふべき外人の掠奪をあえてしたのは何故であつたか。田中健夫氏は朝鮮側の資料に基づいて、当時の前期倭寇の主体が対島・杣岐・松浦地方の住民であり、それらの地方の經濟狀況から對外貿易に依存せざるを得なかつたが、たまたま高麗の国内事情から日鮮間の通交關係が断絶したことに、倭寇發生の主要な原因があつたとしている。さらに同氏はまた、これら倭寇集團は無統制、無規律に行動していたのではなく、その後には宗氏・大内氏・今川氏などの地方勢力が介在してこれを統制し、相手側の求めに應じて倭寇に掠奪された多くの外人を、かれらが捕虜送還という人道上の美名にかくれて取引したもので、それが非常に割のよい事業であつたことを想定されている。⁽³⁾ これは明かに、相手に代償を求める一種の奴隸交易であつて、倭寇による外人掠奪の目的もそこにあつたといわなければならぬ。それは朝鮮人についていわれるだけではなく、中国人の問題についても同様であつたことは、さきの実録の記載からもうかがえるところであつて、同氏の見解はきわめて妥当であるといふべきであらう。しかし、当時の

日本が南北朝動乱の末期にあつて政権が安定せず、地方の政治勢力が割拠していたとはいへ、また地方における経済的特殊事情があつたにせよ、一部日本人の手でかかる人道上、国際上の信義にも悖るところの一種の奴隸貿易の変型がとられ、またそれがために倭寇による異国良民の掠奪が見られた如きは、日本史上に一大汚点を残すものであつた。倭寇の活動をもつて、日本人の海外発展史の一側面のみ強調する観方にたいしては、正しいアジア史認識の上からも再検討する必要があるであらう。

倭寇は海上における一種のゲリラ活動であつて、その防禦対策の容易ならざるものであつたことは、前の実録の一連の記載からも推測されるが、さらに倭寇討伐の責任者の一人であつた徳慶侯廖永忠の洪武帝への上言のなかに、

今、陛下は神聖文武、四海の乱を定め、萬国に君主にして、民庶安樂し、天平に臻^{およ}べり。而して北虜の遺孽^{げつ}は遠く萬里の外に遁れたるも、独り東南の倭夷のみその鳥獸の性を負い、時に出でて剽竊^{ひそ}し以つて瀕海の民を擾^{みだ}せり。陛下命じて海舟を造り、此の寇を翦^{せん}捕せしめて以つて生民を奠^もむるは、徳至つて盛んなり。然れども臣竊^{ひそ}かに觀るに、倭夷は海島に鼠伏し、風の便に因りて以つて侵掠を肆にし、その来るや奔狼の如く、その去るや驚鳥の如し。来るも或いは知る莫^なく、去れば捕え易からず。

とあるのは、その神出鬼没の行動性を端的に示したものに他ならない。

明の太祖が即位以来、国内治安の上からも海防の充実と倭寇の勦討対策に意を用いたことはいうまでもない。実録の洪武二年夏四月戊子の条に、

(上略)使を遣わし、東海の神を祭りて曰く、「予命を上穹^{おもんみ}に受けて中国の主となる。惟圖^{おもんみ}るに、人民敢えて怠逸する罔^なきに、蠢^{おろか}なる彼の倭夷、しばしば寇劫を肆にし、浜海の郡縣多くその殃を被むる。今、將統に命じて舟師を帥^{ひき}い、海島に揚帆し、機に乗じて征勦せしめ、以つて邊氓を靖^{れい}んぜん」と。特に牲醴^{れい}を備^もえ用^もつて神に告げ知らしむ。

とあるのは、太祖の倭寇勦討の決意をひろく沿海の將士・人民に衆知せしめたものといえよう。また賞格を定めて、「凡そ總旗・軍士・弓兵の賊一人を生擒せる者には銀十兩、斬首一級ならば銀八兩を賞し、民人の賊一人を生擒せるものは銀十二兩、斬首一級ならば銀十兩とし、指揮・千戸・百戸・鎮撫らは班師の日に、功を驗してこれを賞す」としたのも、倭寇勦討への熱意と志気の鼓舞をねらった措置である。さらに太祖は備倭対策として、洪武四年に靖海侯呉楨に命じ、浙江のもと方国珍の配下であつた温州・台州・慶元三府の軍士・船戸など凡そ十一萬余人を衛所の軍籍に配属して海上の防衛にあてるとともに、翌年には浙江・福建の沿海の九衛に海船六百六十艘ならびに倭寇追跡のための多櫓快船の建造を命じた。⁽⁷⁾

こうした太祖初期の沿海軍備強化策が講ぜられると同時に、倭寇の活動は中国の国内問題を越えた国際上の問題でもあつたから、太祖が相手国たる日本との外交交渉を通じて、問題解決の糸口をつかもうとすることは、当然考えられることであつた。そこでつぎに、日中兩國の外交關係の面からその問題を考へてみよう。

二

元寇の役以来、日本と中国との間には正式な外交關係は絶たれており、ただ元朝の比較的自由な對外貿易政策により、日本商人・僧侶などの往来がかなり活潑であつた。また幕府の保護下に、貿易の利益を求める天竜寺船・住吉神社船などの派遣もみられた。しかし高麗方面からの倭寇の出没がしだいに多くなると、一般商船と倭寇船との区別もつけがたく、時に騷擾事件をひき起すなどのこともあつて、元朝政府は日本船にたいする警戒をとくに強め、沿岸の防備を嚴重にするとともに貿易統制を強化して、元末に及んだ。⁽⁸⁾これにたいし、元朝に代つた明朝は新王朝の建設を海外諸國に報告することによって、新しい外交關係を樹立することが可能であつた。

元末の動亂に一農民から家を起し、征服王朝の蒙古を中原から驅逐して中国統一の大業に成功した明の太祖朱元璋

は、一三六八年南京に即位し、洪武と改元して、国内諸制度の刷新に着手するとともに、対外諸国には新王朝の建設を告げその朝貢を促すべく詔諭の使節を派遣した。萬曆会典卷一〇五礼部、朝貢の条に「洪武初、分遣使臣、奉詔往諭諸番、以平定四海之意、多随使来朝貢者」とあるのは、これを示すものにはほかならない。日本への遣使については、嘉靖年間の陳建の皇明通記卷二に洪武元年十一月にかけて「遣使以即位、頒詔、報諭安南・占城・高麗・日本各四夷君長」としてその建国の詔諭を掲げているが、明実録にはこの記載を欠いている。実録には翌洪武二年春正月乙卯（二〇日）〔三月六日〕の条に、「遣使以即位詔、諭日本・占城・爪哇・西洋諸国」とあり、これについて同年二月辛未（六日）〔三月二日〕の条には、「遣呉用顔・宗魯・楊載等、使占城・爪哇・日本等国」と記している。実録の両記事を見ると、その間わずか十六日の差にすぎず、同一地域に相前後して二回の使節が派遣されたとは考えがたく、同一内容をのべた記録と解釈するのが妥当であろう。これによって洪武二年二月、日本には楊載が派遣されたことが明らかであるが、明史藁卷一八二楊載伝には「嘗官行人、凡再使日本還、復使琉球、皆有功、帝嘉之」といい、楊載が二度日本に使したことをあげている。彼の日本派遣はこのとき以外に文献には見られず、二度の派遣が事実とすれば、洪武元年十一月のときであったのかも知れない。しかし日本との正式交渉が洪武二年二月の楊載の派遣に始まったことはその内容からうかがわれるので、前年十一月の派遣が事実あったとしても、何等かの理由でその目的を果たし得なかったものかも知れない。

海外諸国の朝貢を促すための詔諭使節が派遣されるためには、その前提としての受入れ体制が準備されていなければならない。その窓口となったのが市舶司である。朝貢は前近代社会における国際間の政治的友好関係を象徴するものであったが、同時に物資交換のための経済的側面をも有していた。諸外国の中国への朝貢には、「表貢方物」「上表貢方物」「奉表貢方物」「奉金表貢方物」とか或いは具体的に「奉表貢苳布・油紅布・檀香・豆蔻」とか「上表貢方物及良馬」とか「奉金表貢番奴六人・胡椒二千斤・蘇木四千斤及檀・乳・腦諸香菓」など進貢物を表示したもので、

諸文献には枚挙にいとまなく畳見されるが、これは諸外国が進貢物を中国にもたらしその反対給付としての賞賜物を得ることであつて、朝貢の形式をかりた一種の貿易関係を意味するものであつたことはいうまでもない。したがつて諸外国は進貢物のほかにも多くの土産物を附載するのを例とした。市舶司はかかる海外諸国の中国への入港船舶にたいする出入国管理ならびに貿易を担当する事務機構であつた。

明初の市舶司設置について、明史葉卷八二食貨志には、

海外諸国貢賦、必載物貨與中国交易、乃設市舶司、置提舉官以主之、洪武初、設於太倉黃渡、尋罷、復設於寧波・泉州・広州

とあり、傅維麟の明書卷八三食貨志には、

初設太倉黃渡、尋改設於福建・浙江・廣東、而峻其禁、初以太倉為六國馬頭、旋以近京師、恐生他變、遂徙之寧波諸処、而以按察司主其事、旋改提舉

といい、さらにさかのぼつて嘉靖年間の鄭曉の今言類編^下武経門、馭夷の条には、

洪武初、設太倉黃渡市舶司、至今稱為六國馬頭、尋以海夷黠勿近京師、遂罷之、已復設於寧波・泉州・廣州とみえ、洪武の初めには江蘇省の太倉の黃渡市舶司（単に太倉市舶司ともいう）のみが一カ所存在したが、やがてその地が都の南京に近く、萬一の對外事件の發生を恐れてこれを廢止し、ついで浙江の寧波、福建の泉州、廣東の広州の三カ所に改設されるにいたつたというのである。明太祖実録の呉元年（一三六七）十二月庚午の条には、

（是月）置市舶提舉司、以浙東按察使陳寧為提舉

とあれば、洪武初めの太倉の黃渡市舶司がまさしくこれを指すものに相違なく、その設置は太祖即位の前年にあつたといわねばならない。しかもこのとき、江南はもとより山東・福建方面も相ついで鎮定されたので、海外諸国の船舶の入港を配慮しての太祖の措置であつたとみられる。ついで太倉の黃渡市舶司はさきの理由で廢止されるが、それは

洪武三年二月のことで、やがて寧波・泉州・広州の三市舶司が設置されるための発展的解消でもあった。この三市舶司がいつ開設されたか記録には明示されていないが、同四年九月には三仏斉の海舶が泉州に入港したことが伝えられているので、それ以前であつたことは間違いない、恐らく太倉市舶司廃止後まもなくのことであつたと見て差支えあるまい。もともと寧波・泉州・広州は宋元時代に市舶司が置かれ、海外諸国の周知するところでもあり、中国全土を統一した太祖が建国の詔諭使節を派遣して海外諸国の入貢を促したとなれば、その窓口としてそれら三市舶司が復活されることはむしろ自然であつたといえよう。

太祖の海外諸国にたいする建国の詔諭使節の派遣は洪武元年十一月から見られているが、日本に対する実質的交渉はさきに述べた如く楊載を使節とする翌年二月にはじまるようである。太祖実録洪武二年二月辛未の条にはこのときの日本国王宛ての詔諭を掲載しているが、それには

上帝は生を好み不仁なる者を惡む。向には、我が中国、趙宋の馭を失いてより、北夷入りてこれに拠り、胡俗を播いて以つて中土を腥羶し、華風競わず。凡百の心あるもの、孰か憤りを興さざらんや。辛卯（一三五一年、紅巾の暴動）より以来、中原擾々す。彼の倭来りて山東に寇するは、胡元の衰に乗じたるに過ぎざるのみ。朕もと中国の旧家にして、前王の辱を恥じ、師を興し旅を振い、胡番を掃蕩す。宵衣旰食すること二十年に垂んとす。去歲（二三六八年）より以来、北夷を殄絶して以つて中国に主たるも、惟だ四夷には未だ報ぜず。間者、山東来り奏するに、倭兵しばしば海辺に寇し、人の妻子を生離し、物命を損傷すと。故に書を修めて、特に正統の事を報じ、兼ねて倭兵越海せるの由を諭す。詔書到れるの日、臣たるが如くんば表を奉じて来庭せよ。臣たらずんば則ち兵を修めて自ら固め、永く境土を安んじて以つて天休に応えん。必ず寇盜を為すが如くんば、朕まさに舟師に命じて諸島に揚帆せしめ、その徒を捕絶し、直ちにその国に抵りてその王を縛るべし。豈に天に代りて不仁なる者を伐たざらんや。惟だ王これを図らんことを。

とあり、新王朝の成立を告げて朝貢を促すと同時に、倭寇禁止にたいする強い抗議文でもあった。これが明朝の日本にたいする最初の外交上の詔諭であったことは、「四夷にはいまだ報ぜず」とか「特に正統の事を報ず」と記しているところから容易に推測される。しかもこれが外交上の文書としては、すこぶる穩当を欠き威嚇的表現に充滿しているが、それは当時の倭寇の侵害にたいする太祖の怒りを卒直に表現したものとみられる。すなわち、太祖は洪武二年正月乙卯（二〇日）に日本・占城・爪哇諸国に建国の詔諭使節の派遣を決定し、同年二月辛未（六日）に楊載らを派遣することになったが、その派遣にさきだつて同年正月乙丑（三〇日）の条に、「是の月、倭人、山東海濱の郡県に入寇し、民の男女を掠めて去る」という事実があり、それが上聞に達し、しかも明朝にたいする最初の倭寇の侵害であつてみれば、政權を樹立したばかりの太祖のこれに対する憤激が、そのまま強い抗議として現われたのはむしろ当然なこともあった。

そのころ日本では、足利義満が征夷大將軍として北朝のもとに京都で政權を担当するにいたつたが、全国的な統一はいまだならず、九州方面には肥後の菊池氏の庇護をえて南朝の征西將軍懷良親王が太宰府にあつて、足利氏にたいする抵抗を試みていた。明使楊載らの来朝はかかる状況下においてであり、日本の実情もわからず、九州に上陸するや征西將軍を日本国王と誤認して、そのもとに国書を呈上するにいたつたものであろう。懷良親王のこれにたいする態度は、国書の無礼な言辭を憤り、使者五人を斬り、楊載・吳文華を拘留すること三カ月に及んで始めて釈放するという処置をもつてこたえたといふ¹⁶。

懷良親王のかかる処置にもかかわらず、明の太祖は翌洪武三年三月ふたたび山東萊州府同知趙秩を詔諭の使節として派遣した。太祖実録の同年同月戊午（三〇日）の条の詔諭には、

（上略）さきごろ嘗て使を遣わし書を持ちて四夷に飛諭せしめたるところ、高麗・安南・占城・爪哇・西洋瑣里は、即ち能く天に順い命を奉じ臣と称して入貢せり。既にして西域諸種の番王も各々良馬を獻じて来朝し、俯伏して

命を聴く。北夷は遠く沙漠に遁れ、將に萬里に及ばんとす。特に征虜大將軍を遣わし、馬歩八十萬を率いて塞に出で、追獲してその渠魁を殲せしむ。大統すでに定まるに、^{おろか}蠢なる^{なんし}爾倭夷は海浜に出没して寇を為す。すでに嘗て人を遣わし往問せしめたるに、久しうするも答えず。朕、王使の故らに我が民を擾せると疑えり。……俄かに聞くに、寇せらるる者来歸して、始めて前日の寇は王の意にあらざるを知る。乃ち有司に命じて、暫く造船の役を停む。嗚呼、朕が中国の主たるは、此れみな天造地設、華夷の分なり。朕、前王が甲兵の衆、謀士の多きを得みて、遠く江海を涉り、以つて遠夷安靖の民に禍^{わざわい}せるを效すがときは、上帝の托する所にあらず。亦た人事としてこれ然らず。或いは乃外夷の小邦、故らに天道に逆い自ら分に安んぜず、時に来りて寇擾するあらば、これ必ず神人共に怒り、天理として容れ難し。征討の師は弦を控えて以つて待つ。果して能く心を革め命に順い、共に承平を保たば、亦た美しからずや。云々

とあり、日本国王良懷すなわち懷良親王宛てにこれをもたらしした。これは前回の詔論と大同小異ではあるけれども、ここではとくに高麗・安南・占城・爪哇・西洋瑣里などの海外諸国がいずれも天命に順い臣と称して入貢しているのに、日本が往問に答えなかつたことを不満とし、とくに「華夷の分」を強調して重ねてその朝貢を促していることである。

それでは、太祖のいうところの華夷の分とは何であつたか。異民族支配を倒して漢人王朝を復活させた明の太祖としては、ことに伝統的な中華思想に立脚して、復古主義の方針をとり、「中華の主」たるものは同時に「天下の主」たるものといういわゆる天下の世界観に基づいて、対外関係の秩序を規制したことである。太祖の言として、「覆載之間、蕃邦小国多矣、有_下能知_二天命_一守_二分限_一、不_レ恃_二險阻_一、修_レ禮事_上、以保_中生民_上、未_レ有_レ不_レ綿_二其国_一詐_二」⁽¹⁷⁾とあり、また「夷狄奉_二中国禮_一、之常經、以_レ小事_レ大、古今一理_一」⁽¹⁸⁾といひ、海外諸国が天命に順い分限を守り、小を以つて大に事えること、これが華夷の分であり、中国の礼にかなう所以であるとする。それは、国内における封建的

身分關係すなわち君臣の分を、對外諸国の君長との關係にも及ぼして、世界的秩序を維持することに他ならない。「朝貢」といい、「称臣入貢」といい、また「班三示大統曆一俾奉正朔」という表現は、かかる中国皇帝にたいする諸外国君長の藩屬關係もしくは臣屬關係を意味するものであったことはいうまでもない。太祖はこの中国の伝統的世界觀に立脚して、新王朝と諸外国との關係を再編成し、そのような政治關係を基調としてのみ對外貿易を認める方針をとった。したがって宋元以来の比較的自由放任的な對外貿易は、新王朝のもとに強力な統制下におかれることになった。海外貿易においては、貢舶のみに限定されて商舶の入港を認めず、そのため商舶は貢舶に附随してその目的を達するはかなかった。かかる統制下に、新王朝は貢舶船団にたいし、遠人懷柔の意図をもって関稅免除の原則を採用した。実録の洪武二年九月壬子の条に、

（上略）其諸蕃国及四夷土官、朝貢所進方物、遇正旦・冬至・聖節、悉陳於殿庭、若附至蕃貨與中国貿易者、官抽六分給價以償之、仍除其稅

とあり、進貢物のほか附載の貿易品については六割の政府買上制をとって残りを民間貿易にゆだね、なおそれら貿易品の関稅は免除することにしたことを述べている。これは、諸外国の入貢に際しての貿易の原則をいちはやく示したものとええよう。後世、「貢舶者王法之所許、市舶之所司、乃貿易之公也」といわれたのは、まさしく太祖以来の方針で、朝貢貿易のみを認めて、貢舶以外の船舶の入港は密貿易船もしくは海賊船として嚴重に禁止された。明の太祖をしてかかる對外方針を樹立せしめるにいたった要因は、基本的には漢人王朝の復活に際して古礼に則とり政治の姿勢を正すことにあったが、それと同時に元末明初の倭寇・海寇の沿海地での活動がこれを助長したといえるであろう。

太祖が海外諸国に詔諭使節を派遣し、その朝貢を促したのは、まさしくこのような意味で政治の姿勢を正すことに他ならなかった。そのため、海外諸国が中国に朝貢する場合には、それら諸国王から中国皇帝にあてた外交文書ともいふべき表文をもたらしことを絶対的必要条件とした。表文は表箋もしくは単に表ともよばれ、台紙に金葉を用いる

場合は金葉表文と称された。表文には進貢物その他貿易上の内容も記載されるが、形式上、基本的にはそれが彼我の政治外交関係を表示するものとして極めて重視された。洪武十六年（一三八三）にはじまる勘合制度は、一般に周知されるところであるが、本来この政治外交関係の上に立って貢舶であるか否かを区別するための手段に利用される貿易上の措置であつたにすぎない。その面からいえば、太祖の方針は政経不分離の原則を明確にうちだしたものであつて、経済はあくまで政治に従属するものであつた。諸外国の入貢に貢期を定めた如きも、太祖が古礼に則とり諸侯の天子における関係を援用し、相手国を考慮しての政治的発想であつた。これに対して、中国貿易を自国にとって有利とみる海外諸国は、その目的を達するためには右の如き政治関係を樹立することが前提条件となり、たとえそれが前近代的不合理的な政治関係であつても、当時においては形式上それを実現するほかなかつた。アジアの一国としての日本も例外ではあり得なかつた。

三

中国使節趙佚らの日本派遣の結果、征西將軍懷良親王は洪武四年（一三七二）に僧祖来らを答礼使として明朝に送つた。これは明代日本使節の最初の派遣であつた。明実録の洪武四年十月癸巳（一四日）（二月二十九日）の条に、

日本国王良懷、遣其臣僧祖来、進表箋、貢馬及方物、并僧九人来朝、又送至明州・台州被虜男女七十餘口

とあるのがそれである。はじめ趙佚らの来朝にあたり、親王は蒙古の例をひき、使者が趙姓であるところから蒙古の使者の子孫であつて、またも甘言をもつて日本を騙そうとするのではないかという疑念から、これを斬ろうとしたが、趙秩は毅然として徐ろに、「今の聖天子は華夏に生れて華夏に帝たるものなれば、蒙古の比にあらず、我れ使者となるも蒙古の使者の後にあらず、汝もし吾を信ぜずして即座に我を殺さば、汝の禍もまたたちまち及ばん。我が朝の兵は天兵なれば、一もて百に当らざるなく、我が朝の戦艦は蒙古の戈船百といえどもその一に当らず。いわんや天命

の在るところ、孰かよく違わんや。なんぞ我が朝の礼を以て汝を懷くるものと蒙古の汝を襲えるものと比すべけんや……」と述べ、彼の外交手腕は効を奏し、親王も釈然として礼を厚くし使者の派遣に決したという。実録にはこれに続いて、「至^レ是、奉^三表箋^二称^レ臣、遣^三祖来^二随^レ秩入貢、詔賜^三祖来等文綺帛及僧衣^二、比^レ辞、遣^三僧祖闡・克勤等八人^二、護送還^レ国、仍賜^三良懷大統曆及文綺紗羅^二」と記している。ここに表箋を奉じ臣と称して入貢したことが事実とすれば、中国側の必要条件を充たしたもので、両国の外交はこのとき正式に開始されたというべきである。おそらく中国側では、日本使節が表文ならびに進貢物としての名馬・宝刀などをもたらしたことをもって、臣服の意志表示と解釈したのであろう。⁽²³⁾ 太祖は祖来らの一行を宴饗するとともに、その帰国に際してはこれを護送し、かつ日本国王に大統曆を頒賜するため、高僧の祖闡・克勤をまたも使節として派遣してきた。

祖闡は明州天寧寺の僧祖闡仲猷、克勤は南京瓦礪寺の僧無逸克勤を指し、太祖は日本の使者が僧侶でありその仏教国なることを知って、その帰順には高僧をして説かしめるのが良策であると信じ、とくに両名を選んで使節としたのであった。さらに彼らが言葉の通じないのをおそれ、在華日本僧の椿庭海寿・権中翼をそれに随行させた。それは洪武五年のことで、太祖の日本外交への期待を示すものであった。祖闡・克勤の一行は五月二十日に寧波を出航し、十日間を要して博多に達したが、翌年五月ごろまで筑紫の聖福寺に留置される運命に遭ったという。⁽²⁴⁾ それは、この年の三月から八月にかけて太宰府は九州探題今川了俊の攻撃をうけてついに陥り、懷良親王は菊池氏とともに筑後の高良山に退去を余儀なくされるという戦況であったので、親王に明使を引見する余裕など到底あり得なかったためと察せられる。筑紫に荏苒と日を過した明使一行は、この戦況を通じて日本の国内事情もようやく分明し、ここで何らかの態度をうち出さざるを得なかったであろう。無逸克勤より天台座主尊道に寄せた書は、この間の事情を物語るものであろう。無逸克勤はその管する瓦礪寺が天台宗に属するところから、とくに京都の天台座主に書を寄せ、北朝への幹旋を依頼したのである。周鳳の善隣国宝記卷上、応安六年（洪武六年）の条にこれを載せて、つぎの如く述べている。

瓦官の天台座主に寄せる書に曰く、(中略)盖し前兩年、皇帝凡そ三たび使を日本に命ずるや、関西親王皆な自ら之を納む。時に祖来、入朝して賀を称せるを以って、帝、天寧禅寺住持祖闡、瓦官教寺住持それがし某を召して、命じて曰く、朕三たび使を日本に遣せるは、意その持明天皇に見えるに在り、今関西の来るは、朕の本意に非ず。その関禁、僧に非ざれば通ぜざるを以って、故に汝二人に命じ密かに朕の意を以って往きて之を告げしめんと欲す、と。曰く、中国主を更え、大明と建号し、洪武と改元す。郷に詔を以って来るも、故らに悉く関西に阻まる。今密かに我が二人を以って王に告げて之を知らしむ。大国の民、しばしば我が疆に寇すれば、王宜しく之を禁ずべし。商賈通ぜざれば、王宜しく之を通ずべし。之とともに唐宋の故事に循い、好みを脩めること初めの如くせん、と。(下略)

これによつて觀れば、祖闡・克勤の兩名ははじめから太祖の密命を受けて、京都の北朝に連絡をとりつけようとしていたことになる。従来の研究もおおむねそのような解釈に立っているが、果してそれが妥当なのであるうか。

明の太祖が祖闡・克勤らを日本に派遣した目的は、懷良親王の使臣として祖来らが表文をもつて来貢したので、今度はこれを護送し、とくに親王を日本国王と認めて大統領を頒賜することにあつたこと、先述した通りであるが、実録の洪武七年六月乙未朔の条にも、太祖の中書省(當時外交事務も所管)に勅した言として「向者、国王良懷奉表来貢、朕以為日本正君、所以遣使往答其意、豈意、使者至彼拘留二載、今年五月去舟纔還」とあることから容易に推察されるところである。中国側が日本における南北の紛争を知つたのは、祖闡・克勤らの帰国報告にもついた結果であつて、右の実録に「時日本国持明与良懷爭立」と見え、このとき始めて明らかになつたことなのである。したがつて、洪武五年の段階に祖闡・克勤が太祖の密命をうけて、京都の北朝に連絡をとるため来朝したということは、到底考えられないことである。とりわけ、無逸克勤の天台座主に寄せる書中、太祖の言として「朕三遣使于日本者、意在見其持明天皇、今関西之来、非朕本意」とあるのは、太祖の初意と前後矛盾すること甚しい。またその用語

に「持明天皇」といい「関西」もしくは「関西親王」というが如きは、太祖の表現としては受け取りがたい。太祖はあくまで良懷すなわち懷良親王を日本の正君とみなしたのであつて、日本における南北の紛争は、太祖の見るところによれば「君臣之禍」で、右の実録のつづきに「幼君在位、臣擅国権、傲慢無礼、致使骨肉併吞、島民為盜、内損良善、外掠無辜、此招禍之由、天災難免」といい、持明の北朝は国臣が国権を擅にしたものだとし、明史藁の日本伝に「時良懷年少、有持明者与之争、立国内乱」という理解に立つのである。事實はともかくとして、太祖がそのような理解に立つて日本を覬たことは否定できない。そのように考えると、無逸克勤の天台座主に寄せる書というのは、祖闡・克勤らが九州に滞留している間に思考した作文であつたといわねばならない。太祖は持明の北朝側と連絡をとることは全く考えてないことで、祖闡・克勤らの独断的行為であつたと見るべきであろう。そのため、彼ら両名は帰国報告にその点については事細かくはふれなかつたのではなからうか。太祖の言葉に、「使者彼に至りて拘留さること二載」というのは、その間の事情を推測せしめるといえよう。

続本朝通鑑卷一四六の応安六年（洪武六年）の条によると、天台座主尊道は五月十一日、明の国使僧の書状をみてこれを足利義満に呈上したところ、義満は大いに驚き早速使者を鎮西に遣してこれを招かせた。その結果、六月二十九日僧祖闡・無逸らは上落して嵯峨の向陽庵に滞留することになり、八月二十九日帰国のため離京した。その間、京都にあつて禅法を説き、聞く者これに驚歎し、義満はそれを聞いて日本に留めんとし天竜寺住持に推したが、祖闡らは固辞して受けず、帰国を願つたのでこれを許したという。ついで九月二十三日、明の国使僧祖闡・無逸らは筑紫を發ち帰船したというのであるが、明の太祖実録によると彼らの帰国は洪武七年五月のことであつた。⁽²⁶⁾これらの年月に間違いがないとすれば、彼らは九月から翌年五月までどうしていたのかということになるが、恐らく彼らはいまだ来日の使命を果たしていなかつたので、日本国王良懷すなわち懷良親王への大統曆頒賜の目的を達すべく、親王からの沙汰を待つてなお九州に留まつていたとみるのが至当であらう。しかしこのとき、親王を中心とする九州の南朝は戦況

不利のもとに、肥後の地を死地として防戦にこれつとめる状況下にあったので、祖闌らの使命達成が不可能に終わったことは当然予想されることである。明史藁の日本伝に、「祖闌ら既に至り、その国のために教を演じ、その国人頗る敬信すれども、王は則ち傲慢無礼にして之を拘すること二年」というのは、これを示すものであろう。

祖闌・克勤らの来朝は、彼ら自身は国使としての使命を達成して帰国できなかったけれども、平和的文化的使節としての役割は果たしたもので、日本の朝野にかなりの刺激を与えたものと考えられる。ことに天台座主に寄せた書状に「大國の民、しばしば我が疆に寇すれば、王宜しく之を禁ずべし。商賈通ぜざれば、王宜しく之を通ずべし。之とともに唐宋の故事に循い、好みを脩めること初めの如くせん」といい、唐宋の故事にならない兩國の友好交流を再開したいという趣旨は、義満の歓迎するところであつたに相違ない。このことがあつてから、日本から中国への入国は公私にわたり急激に増大したことが看取される。太祖実録に記録されたものだけを数えろと、洪武帝の約三十年間に、それも洪武二十年以後は後述する如く胡惟庸の徒、林賢事件を契機に入国は拒絶されたので、実質的には洪武十九年（一三八六）までであるが、私的なものを除いて公的關係と見られるものが前後十回に及んでいる。以下それらについて若干言及してみよう。

日本から明への最初の使節が、洪武四年十月の懷良親王の派遣した祖来らであつたことは既述の如くであるが、第二回の使節は祖闌らの帰国後まもなく洪武七年（一三七四）六月の宣聞溪らの派遣であつた。実録の洪武七年六月乙未朔（一日）〔七月一日〕の条に、

日本国遣僧宣聞溪・浄業・喜春等、朝貢馬及方物、詔却之

とあり、これにつづいて「時に日本国の持明なるもの良懷と争いて立つ。宣聞溪らはその国臣の書を齎して中書省に達すれども、表文なし。上命じてその貢を却く。仍お宣聞溪らに文綺・紗羅各二匹、從官には錢・帛を賜わること差ありて、還さしむ」と見える。これによると、宣聞溪らのもたらした「その国臣の書」とは、文意からいって持明の国

臣の書を指すこと明らかで、義満の書状であつたに相違ない。持明の北朝は中国側の認めるところでなかつたし、これを認めさせるには中国の外交形式のいわゆる表文を必要としたわけである。厳重簡の殊域周咨録卷二、日本国の条に、義満が祖闡を天竜寺住持に迎えたいと要請したとき祖闡らは、来使の意をのべてこれを固辞したことを記し、それにつづいて「王悦、具_レ表遣_レ使、随_三闡等_二入貢」とある。王とは義満がのちに永楽帝から日本国王と認められてからの称で義満を指すのであるが、義満が中国との交流に熱意を示したことは、この文からも知られる。しかし義満が祖闡らの帰国に使節を随行させ入貢したということは、実録にも見えず、また祖闡らはいまだ本来の使命を達してはいなかつたので、おそらく事実ではなく、宣聞溪らの入貢と相表裏する記録を指すものかも知れない。また義満は、中国側という表文の意味を、その時期にはまだ理解していなかつたのであろう。したがって、祖闡らの帰国後、義満の派遣した宣聞溪らの入貢は、表文を欠いたために拒否に遭い、貿易も許されなかつたのである。

これと時期を同じうして、九州の島津氏久もまた中国に使節を派遣したことを、実録の同年月日の条に記している。それによると、氏久は僧道幸らを遣わし、表を進めて馬および茶・布・刀・扇等の物をもつて入貢したが、太祖は氏久らが本国の命なくして私的に入貢したものだとして、これを拒否したという。その理由は、氏久らが陪臣の身分をわきまえないで「奉表入貢」するのは臣下としての越権行為であり、これを受納しがたいというに あつた。そしてその表文と貢物は、その通事尤度_ニに差し戻して帰国させた、とある。中国では氏久らの入貢は、国王の認可を得て派遣されたものでないから、私人の入貢とみなして拒否したのである。しかし私人の入貢でも、文化交流にたいしては寛大な措置がとられた。例えば実録の同じ条に、「先是、上賜日本高宮山報恩禅寺僧靈枢袈裟、至是、靈枢亦遣其徒靈照、謝恩貢馬一匹、詔賜靈枢衣履及文綺帛各二匹、靈照錢一萬文・綺帛各一匹・僧衣一襲、遣還」とあり、また実録の洪武七年六月乙卯（二日）「八月八日」の条にも、「日本国僧宗嶽等七十一人、遊方至京、上諭中書省臣曰、海外之人慕中華而來、令居天界寺、人賜布一匹為僧衣」とあるが如きは、これを示すといえよう。そのほか、洪武十六年、国子監

の日本人留学生文寿の入国、ならびに洪武二十四年、同じく国子監生の日本人滕祐寿を觀察使の官に任命したとき⁽²⁷⁾も、同様の趣旨であつたと思われる。これにたいして、実録の洪武九年五月壬午(二九日)〔六月二四日〕の条に、「日本人滕八郎以商至京、献弓馬・刀甲・硫黄之属、……上命却其献、云々」とあるごとく、日本人による民間貿易などの経済交流を目的とするものは、正式ルートすなわち国王の表文を奉じて入貢する外交形式をとるもの以外にはこれを禁止し、拒否する建て前であつたことが明瞭である。

つぎに日本からの第三回、第四回の使節の中国への入貢については、その内容はほとんど明らかでない。明実録の洪武七年六月戊午(二四日)〔八月一日〕の条に、

日本国、以所掠瀕海民一百九人来帰、詔各還郷里

と見えるだけで、日本のどの勢力がどのような形式で派遣したか、まったく不明である。このころ、倭寇の活動がしきりに中国沿海にみられており、掠奪した中国人百九人の返還といえ、かなりの勢力をもったものの派遣であつたことが予想されよう。かつて占城の使臣が中国へ入貢したとき、中国沿海の賊を捕えた功績として賞賜を求めたこと⁽²⁸⁾があり、日本の場合も多量の掠奪民の返還を名として、中国の関心を買うとともに、賞賜にあずかるうとしたものであつたろう。ついで実録の洪武八年正月丁亥(二七日)〔三月七日〕の条には、

(是月) 高麗・占城・暹羅斛・日本・爪哇・三仏齊等国、皆遣使入貢

とあり、これは正月であるから正旦を賀するため海外諸国が前後して使者を派遣し入貢したことを示すもので、そのなかに日本も含まれているが、いかなる勢力の代表であるか、まったく不明というほかない。

第五回の使節については、明実録の洪武九年夏四月甲申朔(一日)〔四月二八日〕の条に、

日本国王良懷、遣沙門圭庭用等、奉表貢馬及方物、且謝罪、詔賜其王及庭用等文綺帛有差

とあり、圭庭用は嘉靖年間の鄭舜功の日本一鑑、窮河話海卷七奉貢の条には帰廷用につくるが、同音異字で同一人物

であることは間違いない。このとき圭庭用（帰廷用）らの使節を派遣したのが、日本国王良懷すなわち懷良親王となつてゐるが、はたしてこれは事実を示すものであろうか。当時の九州の戦況について、続本朝通鑑によると、「応安略記」のほか「太平記評判」および「一書」を引用し、前者は当時の記録、後二者は後人の追記といい、両者の内容にはかなり矛盾もあり必ずしも時間的に一致しないが、応安七年（洪武七年）十一月の条にかけての「一書」の引用には、義満は十万余騎をもつて大挙征西の途につき、四月上旬から九月にかけ水陸から呼応して南朝の菊池勢と対決し、菊池武政はついに屈服し懷良親王を奉じて肥後に退き、天下悉く義満の武威に服したという。一方、「応安略記」等によつたという続本朝通鑑の応安七年六月の条には、菊池武政が死してその子武朝が嗣ぎ、翌永和元年（洪武八年）三月の条には、今川了俊・大内義弘の軍が菊池武朝を筑前の世振山に攻め、互に勝敗あつたがついに武朝らは敗走するにいたり、七月の条には少貳冬資が菊池に党して肥後に赴き、今川・大内兩軍はこれを追撃し肥後での合戦のすえついにこれを斬つたという。その後については、菊池氏の動靜に関する具体的な記述は不明で、ただ嘉慶二年（洪武二年、一三八八）十二月の条になつて、全国の南朝勢力の動向を述べたなかに、「是の年、菊池ようやく今川了俊・大内義弘及び大友らのために抑えられて兵威を九州に振う能わず」と記すにとどめてゐるにすぎない。このように見ると、菊池氏の南朝勢力は洪武七、八年（一三七四、五）の段階には、わずかに残存勢力として肥後の山中に逼塞せざるを得ない状態にあり、このような状況下に大陸に派遣船を出すことが果して可能であつたかどうか、はなはだ疑問といわざるを得ない。それに、続本朝通鑑の編者は各年次の十二月の項にかけて、しきりに中国書を引用し、日明交渉における日本国王良懷が懷良親王を指すところから、これに関連する記録をすべて菊池氏に結びつけ、菊池氏の九州における勢力を中国資料から逆に類推して誇大に解釈している面が看取される。⁽²⁹⁾ そのことが、菊池氏の消長を引きのばし、右の嘉慶二年十二月の条の記述の判断に、基礎をあたえるものになつたのではないかとさえ考えられる。それはともかく、中国側では良懷を正式に日本国王と認めて以来、日本からの派遣船は国王良懷の表文をもたらしことを建て前と

し、その他の派遣船は拒否される例であつたから、懷良親王の失墜後であっても、日本船はなんらかの形で国王良懷の名を流用せざるを得ない事情があつたろうことは、容易に推測される。したがって、中国側の資料に国王良懷の名のもとに派遣船の記録がひきつづき出てくるからといって、それが直ちに懷良親王の派遣船であると判断することは、右の菊池氏を背景とする南朝の劣勢から見ても、はなはだ危険であるといわざるを得ない。むしろ南朝以外の九州方面の地方勢力が、その名を利用して派遣船を出したという可能性が充分考慮されうることである。

このような推定を或る程度可能ならしめるのは、第六回の派遣船の記録である。明実録の洪武十二年（一三七九）閏五月丁未（二日）〔七月四日〕の条に、

日本国王良懷、遣其臣劉宗秩・通事尤虔・俞豊等、上表貢馬及刀甲・硫黃等物、使還、賜良懷織金文綺、宗秩等服物有差

とあり、劉宗秩を使節として通事の尤虔・俞豊らが随行している。このなかに見える通事の尤虔は、かつて洪武七年の島津氏久が僧道幸らを派遣したとき通事として随行した尤虔と同一人物であつたに相違ない。そうだとすれば、尤虔は本来島津氏のおかかえ通事であつたのではなからうか。かつて島津氏久が独自に通貢したことが臣下の身分をわきまえないとして明廷の忌避にふれたのであれば、対明貿易に期待した島津氏が、その後その目的達成のために、中国側の認める日本国王良懷の名を利用することは当然考えられることである。なお、続本朝通鑑によれば、義満の征西のさい、島津氏ははじめ南朝の菊池氏に味方していたが、戦役の途中にわかに細川詮春に応じて北朝側に荷担したものであり、薩摩方面に隠然たる勢力を振っていたに相違ない。そのように考えるならば、島津氏が地の利を得て九州の南方洋上に雄飛し、対明貿易による利益を享受しようとすることは、むしろ自然の勢いであつたとみられる。かかる観点から、洪武十二年の劉宗秩らの使節は、日本国王良懷とあつても懷良親王もしくは菊池氏の派遣したものではなく、実際は島津氏の派遣したものとするのが妥当である、と私は考える。

この推定が妥当であるとすれば、さきの洪武九年の圭庭用（帰廷用）らの使節も、その後の日本国王良懷の名で派遣されているものも、島津氏が差遣したものであったかも知れない。それとも、九州方面の別の地方勢力としての今川了俊・大内義弘らが島津氏と同様の方法を用いたのではないかということも考えられるが、それを裏付ける資料は何もない。

その後、第七回の洪武十三年五月、第九回の洪武十四年七月、第十回の洪武十九年十一月の使節はいずれも、いわゆる日本国王良懷の派遣するものであった。実録の洪武十三年五月己未（二十九日）「七月一〇日」の条には、

（是月）日本国王良懷、遣其臣慶有僧等来、貢馬及硫黄・刀・扇等物、無表、上以其不誠、却之

とあり、日本一鑑には「洪武庚申（十三年）夏五月、僧慶有を遣して来貢す」と見え、実録の慶有僧は僧の慶有とするのが正しいであろう。このとき、表文がなかったとあるが、洪武帝はその不誠をもってこれを拒否したとあれば、表文はあっても表詞不誠とみなされ、中国側の要請する表文としての意味をはたさなかったものかも知れない。そのことは、さきの洪武九年四月の圭庭用らの入貢に際し、実録には「先是、倭人屢寇瀕海州郡、上命中書移文責之、至是遣使来謝」といい、さらにこれにつづけて「庭用還らんとするや、上、良懷のたてまつ上るところの表詞の語誠ならざるを以て、乃ちまた之に詔諭せしめて曰く、王の篤誠、遙かに滄溟を越え、来りて職貢を修むるを嘉す。……然れども表を覽、情を觀るに、意深く機ひそ奥み、ほぼその微を露わす。天命を有せず、險を待みて負固せること照然たり。云々」とあれば、日本からの表文が中国側に決して満足すべきものでなかったことは明瞭である。それに、中国側のたび重なる倭寇禁止の要請にもかかわらず、何らこれに答える方策もとられなかったにおいておやである。

ついで洪武十四年（一三八一）七月の如瑤らの入貢のときも、前回とほぼ同様であった。実録の洪武十四年秋七月戊戌（二十五日）「八月三日」の条に、

日本国王良懷、遣僧如瑤等、貢方物及馬十四、上命却其貢

とあり、それについて礼部尚書に命じ日本国王宛てに書状を寄せたなかに、「今、上帝の命を奉ぜず、己が分を守らず、ただ環海を險となし、限山を固めとなすを知りて、妄りに自ら尊大にして肆に隣邦を侮どり、民を縦^{はな}つて盗をなさしむ。帝まさに手を入禍に仮^からんとして、日有り。吾、至尊の命を奉じ、文を移して王に与^よけん」とす。王、巨微を審かにせず、井底の蛙仰いで鏡天を觀るに効^ない、自らもつて大と為すが如きは、むしろ隙を構うの源ならずや。王は古書を涉獵して詳細なる能わず。始めは号して倭というも、後その名を惡^{にく}んでついに日本と改たむ。漢より魏・晋・宋・梁・隋・唐・宋の朝を歴るまで、皆な使を遣して表を奉じ方物・生口を貢せり。当時の帝王は或いは授くるに職を以てし、或いは爵するに王を以てし、或いは睦するに親を以てす。歸慕^{こいも}するの意誠なるに由る。故に報礼厚かりき。若し叛服常ならずして、隙を中国に構えば、即ち必ず禍を受けん。呉の大帝・晋の慕容廆・元の世祖の如き皆な兵を遣して往伐し、男女を俘獲して以て帰る。千数百年間の往事、鑒みるべきなり。王それ之を審かにせよ」とい⁽³¹⁾、中国側からみて表詞不誠なるのみならず、連年倭寇の活動を放置していることに対する強い抗議の書状であったことはいうまでもない。

洪武年間における最後の日本使節としては、実録の洪武十九年（一三八六）十一月辛酉（九日）（二月九日）の条に、

日本国王良懷、遣僧宗嗣亮、上表貢方物、却之

とあり、宗嗣亮らを使節として中国に派遣したものであるが、このときにはすでに胡惟庸事件にからむ林賢事件が発覚し、林賢の一族は誅殺された直後であり、日本の入貢は当然拒絶される運命にあったというべきである。

これらはいずれも、いわゆる日本国王良懷の派遣するものであったが、第八回の洪武十三年（一三八〇）九月の使節は將軍義滿のそれであった。実録の洪武十三年九月甲午（七日）（二月一三日）の条に、

日本国、遣僧明悟・法助等来、貢方物、無表、止持其征夷將軍源義滿奉丞相書、辞意倨慢、上命却其貢

とあり、日本一鑑、窮河話海卷七奉貢の条には同年、「秋八月、日本関東征夷將軍源義滿、遣僧明悟・法助来貢、驗無

表文、惟奉丞相書、却之」と見え、その期日に一月違いのずれがあるが、同一の内容を述べたものであることは間違いないであろう。義満はすでに洪武七年六月に宣聞溪らを派遣し、表文がないという理由で中国側から拒否され、今回は明悟らによる二度目の派遣であったが、やはり表文がなく義満から中国の丞相宛ての書状をもたらずにすぎなかったのも、またも拒否される運命にあった。これは、中国側の形式を重んずる解釈であつて、明朝では表文はあくまで日本国王の派遣を証拠だてるものでなければならなかったし、それが無い限り入国は拒否される建て前であつた。これにたいし、天下の政權を掌握した義満としては、彼の丞相宛ての書状は当然表文に該当するものと判断したかも知れないのである。その点では、明側という表文の意味が義満には理解されなかつたのであろうし、両者の判断にはかなりの齟齬があつたことを否定し得ないであろう。それに加えて、彼の丞相宛ての書状も、中国側から観れば「辞意倨慢」というものであつた。

義満の使節派遣については、日本側の記録には何も残されていないし、彼の書状の内容についても知るよしもないが、明実録の洪武十四年秋七月戊戌の条に、僧如瑤らの入貢を記したなかに、太祖が礼部尚書をして日本の征夷將軍を責めしむるの書状を載せており、これは太祖の高皇帝御製文集卷一六にもやや精しく載せているので、その両者を併せ考えることによりある程度の推定は可能であらう。その大要を記せばつぎの如くである。「日本は天造地設（自然的に）崇山に隔てられ大海に限られ、語言風俗殊なれば自ら治を為さしむ。然れども覆載の内、外邦の小国は一所にあらずれば、必ず主ありてこれを司らしむ。惟だ仁なる者は天必ずこれを輔け、仁ならざる者は天必ずこれに禍いす。前に將軍は書を我が朝の丞相に奉ずれども、その辭は悖慢にして、井に坐して天を觀て自ら禍を造るものといふべし。往者、我が朝はじめて中土を復したるとき、日本の人（僧俗）の至れる者云えり、使すれば即ち礼を加え、商に遇えば即ちその去來するに聽せりと。これ我が至尊の日本を嘉惠する所以なり。故に克勤・仲猷二僧を遣して行かしむ。その至るに及んでは、加うるに無礼を以つてして、今にまた幾年なり。洪武十二（三の誤）年、將軍また書を奉じて肆に

侮る。今年の秋には僧如瑤来りて、乃ち陳情して非を飾る。群臣言えらく、これ必ず利を貪りて謀を為す者なれば、これを誅せんことを請うと。我が至尊これを允さずして曰く、彼は小人無知なればその使令するに聴す、これを殺すも何ぞ益あらん、……と。本部すでに德音を聴き、人を専差して海を渉り、如瑤の来るは果して利を貪る者なるか、実に使たる者なるかを往問せしめんとす。まきに行かんとするや、群臣また奏して曰く、今日日本の君臣は滄海の小国を以て、詭詐誠ならず、民を縦つて盗をなさしめ、鄰邦に四寇し良民の害となる。むしろ天その君臣を更めてその患を弭めしめんか、と。我が至尊また允さずして曰く、人事見ると雖も、天道は幽遠、なんぞ敢えて専を擅ほしいまにせんや。もし舳艫数千を以て彼の環海に泊し、彼をして東西趨戦して継がざらしめば、もとより滅ぼすべきならんも、生民には何ぞ罪あらんや、と。本部また彼の遊方の徒を觀るに、皆な無徳の沙門にして、中国の寛なるを忘れて是非を兩端に構う。識者これを諍る。治民の国は浮圖を信ずれども大禍を構う。古より今に至るまでこれ有らざるなり。彼かつて謂えらく、元の鯨鱣は蛇海に漂い、まさに天下無敵ならんとすと。吾、天なるか、人事なるかを知らず。……惟だ爾なんじ日本ははるかに滄溟に居り、地を得るも以て疆さかいを広むるに足らず、人を得るも以て元用と為すに足らず。微かに利を失えども争わざる所以なり。天の命を畏れて兵禍を弭め、以て日本の良民を存せしむる所以なり。今、乃元なんじを敗りたるを以て長勝となし、蕞爾たる疆を以て大となす。……今、日本は近年以来、自ら強盛を誇り、民を縦つて盜賊をなし鄰邦を害す。もし必ず勝負を較べ、是非を見、強弱を弁せんと欲すれば、恐らくは將軍の利にあらざるなり。將軍これを審かにせよ」と。

右の内容を見ると、日本国王良懷の使節をあげ將軍義満への書状としては的はずれの面もあり、また若干事実と齟齬する面も看取されるが、日本国王良懷にせよ、將軍義満にせよ、中国側からみれば、日本の態度が自主尊大でみずから強盛を誇るのみならず、ひたすら通商による利益のみを追求する横暴貪欲な国に映っていたことは明瞭である。それに中国側がしばしば要請している倭寇の禁圧はおろか、これを野放しにして連年中国の沿海地を荒らすにまかせ

ては、猶更のことであつたといえよう。良懷の「表詞不誠」とか義満の「辞意倨慢」とかの中国書にみえるものは、日本のかかる態度がおのずから表示されていたと見るべきであらう。こうした日本の態度は日本人の国民性とも関連するが、とくに元寇を契機に自然に育成され、九州であると京都であるとを問わず、当時の武将たちの共通した考え方であつたのではなからうか。それはまた一般大衆の気風にも反映し、倭寇の活動はその端的な現われであらう。その反面、当時の日本の貨幣経済の発達に應じて、彼らは自らの経済的欲求を満足させるための反応を充分示したのであつた。中国側から尊大にして貪利とみられた所以である。

なお、このとき明朝に答えて雄偉なる気魄を示されたという懷良親王の書と称されるものについて一言しておこう。日本側には記録がないが、明史および明史藁の日本伝に良懷の上言として掲載されている。明実録にはその記載を欠いているが、幸いに弘治年間の徐禎卿の翦勝野聞(32)にこれと大同小異の記録を留めている。同書は明の太祖にまつわる故事を載せたもので、その中に「余嘗見倭国求通表文(33)曰、云々」として掲載している。その内容は「臣聞く、三皇位に立ち五帝權をゆず禪ると。豈に中華の主あると謂わば、焉いずんぞ夷狄の君なきを知らんや。乾坤は浩蕩にして一主の独權するに非ず。宇宙は洪荒にして萬民の糾首たるもの。故に天下は天下の天下なり、一人の天下に非ざるなり。臣、遠疆偏倭の小国に居り、城地は六十座に滿たず、封疆は二千里に足らず。故に常に足るを知るの心を存して足るを知り、嘗て足れるなり。臣聞く、陛下は中華の主となり、萬乗の君となり、至尊至上なり。城池は数千余座、封疆は數萬里。尚且つ足らずとして、常に絶滅するの意を起す。(中略)今聞くに、大国に興戰の策あらば、小邦にも却兵の法あり。臣、豈に肯あえて途に軌したがいて天顏を拱奉せんや。これに順うも未だ必ずしも其れ生きられず、これに逆らうも未だ必ずしも其れ死せざらん。今聞くに、陛下股肱の師を選び、竭国の兵を起して、臣が境を来侵せば、賀蘭山の前にて聊か以つて博戯せん。もし君勝ち臣輸まければ、即ち上国の策を滿たし、もし臣勝ち君輸ければ、反つて小邦の利となる。古より今に及び、講和を上と為す。兵を罷めて強と為り、生靈の疾苦を免じ、黎庶の難辛を救わん。年々貢を中

華に進めしむと歳々臣を弱國に称せしむといずれぞ。今、使臣を遣して徑^{たて}ちに丹墀(明廷を指す)に詣らしめん。進止を取らんことを」というものである。これには年次もなく、倭國の誰であるかも記載がない。明史藁の編者は、恐らくこれに依拠して、表文とあるからには日本國王のものでなければならず、日本國王といえは良懷であるとして、これに結びつけたものと考えられる。しかも洪武十四年僧如瑤らの帰國にあたり、礼部に命じて書状を送りその王を責めしめたこととあることから、それに答えた書状がこの表文に他ならないとして、洪武十四年の年次にかけて記載するに至ったものであろう。しかし、太祖の礼部に命じた書状は時期を同じうして將軍義満にも送られたことは、右の実録に述べるのとおりである。わが統本朝通鑑にも、この表文を引用しているが、その編者はその割注に「按此表文、於本朝一無所⁽³³⁾考見」、然答大明礼部責問一者乎、併敍于此、未審義満所⁽³⁴⁾答乎、懷良所⁽³⁵⁾答乎、就三者一熟視之、則恐爲懷良答書乎、惜其作者姓名不傳、或其菊池信⁽³⁶⁾中華高麗生口有文字一者作之乎」とのべ、義満の書か懷良親王の書か明らかでないが、恐らく後者で、しかも菊池氏が中國・高麗の學識ある者に請うて書かせたものであろうか、と推定しているが断定はくだしていない。明朝に対する日本の答書が、義満のそれであるか、懷良親王(背後に菊池氏)のそれであるか、を断定することは、これだけの資料からは困難である。そうだとすれば、当時の政治情勢や表文の内容からこれを検討するほかないであろう。まずその内容からみると、これには相手を君・陛下・大國とよび、自らを臣・小邦とよんで形式的にはいかにも君臣關係の立場に立つ如く見えるが、實質的には相手を恐れずこれに拮抗する毅然たる態度が看取せられる。その場合、これだけのことが言える立場にあるものは、当時の政治情勢から判断すれば、全國の統一をほぼ完成した政權担当者義満において他になかったのではなからうか。太宰府を退き肥後の山中に追いつめられた後の南朝勢に、海外貿易に進出することが不合理であると見るからには、義満の書と見るのが自然であり、その可能性も充分考えられるというべきであらう。

以上、洪武年間における前後十回にわたる日本使節の入貢に關し、逐一記述したが、この間、日中間の交渉は政治

關係において外交打開の道が開けず、たがいに並行線をたどりながら不正常的形で存続した一方、倭寇の活動は連年跡を絶たない状況であつたといえる。この不正常的關係をさらに悪化させ、ついに太祖をして国交断絶の舉に出でしめるに至つたものは、他ならぬ林賢の事件である。

四

さて林賢の事件は、胡惟庸事件にからんで起つたものであるから、まず胡惟庸事件について一瞥しておこう。

胡惟庸は直隸定遠（今の安徽省定遠縣）の出身、人物は雄壯大略であつたが陰險なために人から畏れたという。寧国の地方官から創業の功臣李善長にとりいり、黄金二百両を贈つて中央に進出し、太常少卿・中書参政・左丞相などに累進、太祖の親任をえて楊憲の誅殺後は中書省の実権を握つた。⁽³⁵⁾彼の謀反が発覚したのは洪武十三年（一三八〇）のことで、太祖実録の同年春正月甲午（二日）（二月一日）の条に、

御史中丞涂節、告左丞相胡惟庸與御史大夫陳寧等謀反、及前毒殺誠意伯劉基事、命廷臣審錄、上時自臨問之とあり、それにつづいて彼の罪状を縷々述べている。それによると彼は、太祖の信頼をうけて政務を独断し、官吏の任免処罰も上奏せずして自ら決定し、内外諸司の封事入奏も彼がまずこれを見て自分に都合が悪ければ、帝に匿して上聞に達しないようにしていた。⁽³⁶⁾これがために、「四方奔競の徒はその門下に趨き、諸^{もろく}の武臣の諛佞なる者は多くこれに附し、金帛・名馬・玩好を遺り、数うるに勝^たうべからざる」ものであつたという。創業の功臣劉基もかつて、胡惟庸の姦恣用うべからざることを太祖に告げたが、彼はこのことを知ってから劉基を怨み、基が病氣のとき、見舞にかこつけてこれを毒殺させた（洪武八月正月）。また姻戚關係をつくることによって將軍李善長らと結びつき、権力を弄して賄賂を貪り畏れはばかるところがなかった。あるとき、彼の郷里定遠の旧宅で井戸の中から石筍が突然出て、高さ数尺の水を吹き出したといひ、また祖父三代の塚上には夜になると光を発して空が明るくなつたといひ、これらは丞

相の瑞兆を示すものと阿ねられ、謀反をいだくに至ったという。そのために、明州衛指揮林賢を海に下して日本に赴かせ、倭軍を招来する機会をつくろうとし、また北元の蒙古に使臣封績を遣して外応の兵力を請うたという。これらの準備がまだ整わないうちに、たまたま彼の子どもが乗馬で市内をとばし挽き車にぶつかって落馬傷死したため、惟庸は即座に車挽きを殺したという事件があり、それを知った太祖の怒りがとけなないのであるや、彼は李善長・陳寧・涂節らと謀って急遽事を起そうとした。そのとき、涂節は事の発覚を恐れて、これを皇帝に密告した。そこで皇帝臨御のもとに群臣の取調べを受け、惟庸もついにかくしきれず自白するにいたった。

胡惟庸らは密告され取調べられてから四日後に誅殺された。実録の洪武十三年春正月戊戌(六日)(二月二〇日)の条に、群臣奏胡惟庸等罪状、請誅之、於是、賜惟庸・陳寧死、又言、涂節為惟庸謀主、見事不成、始上变告、不誅無以戒人臣之姦宄者、乃并誅節、餘黨皆連坐

とあり、胡惟庸・陳寧の誅殺後、密告者の涂節も主謀者の仲間とみられて殺され、李善長はこのとき特に創業の功績を認められて不問に附されたが、その後胡惟庸事件に連坐して処刑される者が三万を越える夥しい数であったことは、趙翼の「廿二史劄記」に精しい。⁽³⁷⁾御史大夫の陳寧は右の実録によると、「經に通じて治才有り」といわれ、元末鎮江の胥吏から従軍して太祖の知遇を得、提刑按察司僉事・浙東按察使をへて太倉市舶司提挙をやったことがあり、ついで司農卿・中書参政・蘇州知府などの官を歴任して胡惟庸の推薦で御史大夫になったもので、冷酷非情をもって聞え、太祖にうとんぜられてから惟庸に深く結びついたという。

この胡惟庸事件に林賢の事件がからんでいることは、林賢が胡惟庸謀反の片棒をかつぎ、倭兵招来の役割をひきうけたことにある。明史藁の日本伝によると、「胡惟庸の逆を謀るや、日本に藉りて助けを為さんと欲し、乃ち厚く寧波衛指揮林賢に結び、賢の罪を伴り奏して日本に謫居し、その君臣と交通せしむ。尋いで賢の職を復さんと奏し、使を遣して之を召し、密かにその王より兵の助けを借りるを致す。すでにして賢還るや、その王、僧如瑤を遣して兵卒四

百余人を率い、詐りて入貢と称し、且つ巨燭を献じ、火薬・刀劍をその中に藏せり。既に至れば、惟庸はすでに敗れて計行なわれず。帝も亦未だその狡謀を知らざるなり。数年を越えて、その事始めて露わる。乃ち賢を族し而して日本を惡むこと特に甚しく、意を決して之を絶ち、専ら防海を以つて務と為す」とあり、その大要を知りうる。しかし林賢がいつごろ胡惟庸と結びついて日本に渡ったものか、この事件はいつ発覚したものか、また明史藁はなにに基づいてこれを記述したのか、さらに検討する必要がある。太祖実録にはこの内容の記録を欠いており、ただ右の胡惟庸事件の発覚のくだりに「出_二使指揮林賢_一、下_二海招_二倭軍_一、約_レ期来会」とあるだけであり、林賢事件が胡惟庸事件の数年後に発覚したものであるとすれば、この記録は後から洪武十三年のこの項下に附加されたものに相違ない。そこで明史藁の林賢事件に関連する資料を別に一、二求めると、張時徹の撰した嘉靖寧波府志卷二二海防書の条には、

(洪武)十五年、使臣_{はか}帰廷用來貢す。備倭指揮林賢、樞密使胡惟庸と交通し、計りて遣還の夷使を擒え、誣りて寇盜と為し、その貨物を私せり。中書省挙げてその罪を奏し、賢を日本に流す。十六年六月夷船十八隻、金郷の小渡寨に寇し、官兵ふせぎ之を却く。明年、胡惟庸は廬州の人李旺を偽差して宣使に充て、以つて林賢を還さしむるに、倭兵四百余人を率いて僧如瑤と来り、巨燭を献じ、中に火薬・兵器を藏し、乱逆を謀らんとす。至れるころ、惟庸は誅せられ、朝廷はその逆党を治し、賢を極刑に処し、夷兵は雲南に発して守禦せしむ。詔を降して切に倭国の君臣を責む。

とあり、ここに挙げている年次、洪武十五年および同十七年に日本使節としてそれぞれ帰廷用・如瑤が来貢したというが、明実録にはその年次にかけての入貢は見えない。実録には前節で指摘した如く、圭庭用(帰廷用)の入貢は洪武九年四月のことであり、如瑤のそれは同十四年七月のことであり、胡惟庸が洪武十三年に誅殺されたことから見て、事実に齟齬をきたし、嘉靖寧波府志の編者が年次を誤って記述したことは間違いない。鄭舜功の日本一鑑、窮河

話海卷七奉貢の条には、洪武十四年の如瑤の來貢を記した注に日本考略を引き、

是より先、姦臣胡惟庸の偽使李旺は中書に充てられて日本に使し、林賢を取回し、如瑤をして詐りて巨燭を獻ぜしむ。彼至るや、惟庸はすでに不軌の事露わるを以て、誅に伏す。倭兵は陝西・四川等の処に発して守禦せしむ。林賢は刑に典せらる。仍お、礼部に命じて書を移しその王を責む。是に於いて、太祖高皇帝著して訓章を為り、以て之を絶つ。功謹んで按ずるに、此れ原より内姦の陰誘せるものにて、倭夷の初心にあらざるなり。

と見え、如瑤入貢の時にかけて林賢の刑獄も、礼部の日本国王を責める書状も、国交断絶のことも、並列的に述べている。果してそれでよいのであろうか。

問題はやはり、林賢事件の内容について最も基本的な抛りどころとなったものは何であったか、ということであり、太祖実録にそれがないとすれば、後世の史書はそれをどこに求めたかをさぐり出す以外にない。ところが幸いに、太祖の御製大誥三編(三編)のなかにその基本的な材料となつたと考えられるものが見出される。この三編は四十三条からなり、その末尾に「洪武十九年冬十一月二十五日諭」とあれば、このときにその大要がまとめられたと考えられる。その第九条に「指揮林賢胡黨」の項目があり、それには

前の明州衛指揮林賢は、兵を帥さきいて守禦し以て東海に備え、任ずる所の職務は士卒を精操するに在り。……本官は海に出て倭を防ぎ、日本国王の使者帰廷用の入りて方物を貢するを接至す。その指揮林賢は文を移して都府に赴き、都府より転奏す。朕命じて礼を以て送來し京に至らしむ。その帰廷用は王事既に畢おわり、朕厚く賞して歸らしむ。仍って指揮林賢に命じて送來し東海に出て、既に本国に歸らしむ。期はからざりき、指揮林賢在京して駕に隨うの時に当り、すでに胡惟庸と交通して、党弊を結成せるとは。歸廷用の歸るに及び、胡惟庸は宣使陳得中を遣して密かに設計を与え、林指揮をして歸廷用の進貢船隻を仮いつわりて倭寇船隻の失錯あやまちと作なし、朝廷の賞賜を分どり用いたりとし、却って乃ち文を中書に移して申稟せしむ。胡惟庸伴りて林指揮の過おやまちなるを言奏したれば、

朕、指揮林賢を責めて、ただちに日本に貶せり。居ること三年、胡惟庸ひそ暗かに廬州いその人の中書宣使に充あつる李旺なる者を差して、私かに日本に往きて取回せしめ、ただちに日本国王の兵を借り、仮りて進貢と作して来朝せしむ。意、乱を作すに在り。その来る者正使は如瑤藏主、左副使は左門尉、右副使は右門尉、精兵の倭人の帯甲せる者四百余名を率い、倭僧はその外に在り。至れるころ、胡惟庸はすでに誅戮せらる。その日本の精兵はただちに雲南に発して守禦せしむ。洪武十九年、朕、本人をもつて法司に命じ造反の情を問出せしめ、由よつて族誅おわしれり。嗚呼、人臣の不忠なる者はくの如し。……

その指揮林賢、年將に六旬ならんとし、また人を輔くるをもつて乱を為し、黔黎の寧からず、所在に傷生するを致す。豈に罪を天人に得ざる者ならんや。遂に十九年冬十月二十五日に於いて、賢を京師の大中橋に、及び男子の幼に出ずる者も皆な之を誅す。妻妾は之を婢とす。

と見える。これによれば、林賢の事件は洪武十九年にはじめて露顯し誅殺されたもので、太祖はそれまではこの事件については何も知らなかった筈である。したがって、さきの日本一鑑に洪武十四年にかけて、林賢の事件をとりあげ、そのために礼部に命じて日本国王を責め、その通貢を絶つたとするのは、事実を歪曲するものといわざるを得ない。

なお、右の御製大誥三編の記録には、日本使節として帰廷用・如瑤の名をあげるのみで、入貢年次については何も記していない。そのため、嘉靖寧波府志の編者は何に拠ったか明かでないが、帰廷用の来貢を洪武十五年にかけ、如瑤のそれを同十七年のこととして同じ内容を説明している。それは、図書編・皇明世法録の編者も同様である。⁽¹⁰⁾しかし胡惟庸の獄は洪武十三年正月のことであれば、彼と結びついた林賢の日本渡来が洪武十五年の後に生ずることはあり得ないわけで、最も基本的な資料である太祖実録の入貢記事と照合して考えるのが妥当であることはいうまでもない。そのように見れば、如瑤の来貢は実録によると洪武十四年七月のことであるから、それから溯つて帰廷用の来貢

を考えると、林賢の日本滞在三年という右の三編の記録をも計算に入れると、洪武十年前後にあたり、そのころ日本から来貢した使節は洪武九年四月の圭庭用らのそれに該当するといえる。そうだとすれば、帰庭用は圭庭用と同一人物であつて同音異字にすぎないことになる。日本一鑑が洪武九年の圭庭用の入貢を、帰廷用に記しているのも、同様に考えたためであらう。実録のその年次にかけて、右の三編の記録をみれば、胡惟庸事件との関連も一応理解される。

しかし林賢の事件は、胡惟庸事件から六年後に発覚したものである。そうだとすれば、右の三編の記録はその年次の当初の事実をそのまま示すものかどうか、頗る怪しくなってくる。林賢と胡惟庸との結託、林賢の日本渡来による援助要請の企図などは事実あつたにしても、如瑤らに伴つて日本武装兵四百余名もが入貢したというのが如きは、事実としては考えがたい。事件の発覚によつて、後から誇大に表示したものではなからうか。なお、右の三編には記録されてないが、「詐りて巨燭を献じ、火薬・刀劔をその中に藏す」とあり、火薬・刀劔を隠藏しうる巨燭とは一体いかなるものであるか、これも恐らくこの事件に尾ひれをつけた後世の附会の説であらう。しかしこの事件のもつ意味は極めて重要であつた。かねて中国沿海に倭寇の活動が活潑であり、中国沿海民と倭寇との結びつきに神経質であつた太祖にとつて、かつて信任をかけた権臣からかかる隠謀の事実が発覚したとなれば、国家治安の上から到底許しがたい行為であつたことはいふまでもない。この林賢の発覚事件を契機として、日本との国交を断絶するにいたつた所以である。

さて、さきにあげた日本一鑑には日本考略をも含めて、「是に於いて、太祖高皇帝著して訓章を為^{づく}り、以つて之を絶つ」と見え、嘉靖寧波府志には、さきにあげた記録につづいて、「詔を降して切に倭国の君臣を責む。仍つて訓典を著して曰く、日本は朝すると雖も実は詐なり。暗かに姦臣胡惟庸に通じて、謀りて不軌を為す。故に之を絶つ、と。信国公湯和に命じて沿海を経略せしめ、防を設けて倭に備う。尤も下海通番の禁を厳にす」と述べているが、そこに太

祖の訓章、訓典としてゐるものが、皇明祖訓を指すものであることはいふまでもない。この皇明祖訓は、はじめ太祖が洪武二年四月、中書省に詔して『祖訓錄』を編集させ、同六年五月に一応完成したが、のち同二十八年九月にこの祖訓錄を重定して『皇明祖訓』と改め（最初の箴戒の章を祖訓首章として）諸王に頒賜したものである、といわれる。⁽⁴⁾このような成立課程をもつ皇明祖訓であるとすれば、右の日本一鑑に洪武十四年にかけて、是に於いて太祖著して訓章をつくりといい、嘉靖寧波府志に洪武十七年にかけて、仍つて訓典を著して曰く云々というのは、一体いかなる意味をもつものであらうか。

そこで皇明祖訓（内閣文庫本による）の原文をみると、その祖訓首章の条に對外關係についての太祖の言葉として、

四方の諸夷は、皆な山に限られ海に隔てられて、一隅に僻在せり。その地を得るも以つて供給するに足らず、その民を得るも以つて使令するに足らず。若し其の自ら揣量せずして来りて我が辺を撓^{みだ}さば、則ち彼不祥と為る。

彼既に中国の患と為らずして、我れ兵を興し輕^{かるがる}しく伐つも亦た不祥なり。吾、後世の子孫が中国の富強に倚り、

一時の戦功を貪り、故無くして兵を興し、人命を傷つくるを致すを恐れ、切に記して不可とす。但し、胡戎は西北边境と互に相密邇し、累世戦争しあれば、必ず將を選んで兵を練り、時に謹んで之に備えよ。

今、不征の諸夷の国名を將つて、後に開列す。

とあり、それにつづいて東北は朝鮮国、正東偏北は日本国、正南偏東は大琉球国・小琉球国、西南は安南国・真臘国・暹羅国・占城国・蘇門答刺・西洋国・爪哇国・浚亨国・白花国・三仏斉国・淳泥国の十五国の名を列挙している。右の太祖の言は、太祖実錄の洪武四年九月辛未（二十二日）の条に、

上、奉天門に御し省府の台臣に諭して曰く、海外蛮夷の国、患を中国に為す者有らば、討たざるべからず。中国の患と為らざる者は、輒ち自ら兵を興すべからず。古人言える有り、地広きも久安の計に非ず、民勞すれば乃ち易乱の源なりと。隋の煬帝の如きは、妄りに師旅を興して琉球（今の台灣）を征討し、夷人を殺害し、その宮室を

焚きて男女数千人を俘虜とせり。その地を得るも以って供給するに足らず、その民を得るも以って使令するに足らず。徒らに虚名を慕いて自ら中土を弊するは、諸史冊に載せて後世の譏りと爲る。朕、諸蠻夷の小国は山に阻まれ海を越えて、一隅に僻在せるを以って、彼れ中国の患と爲らざる者なれば、朕決して之を伐たず。惟だ西北の胡戎は、世々中国の患と爲れば、謹んで之に備えざるべからざるのみ。卿等、当に言う所を記して、朕が此の意を知るべし、と。

と見え、このときの中書省の臣に論した言に基づいてできたものであることは、明らかであろう。そうだとすれば、皇明祖訓の前の名「祖訓録」が洪武六年五月に一応完成したことからみれば、同四年九月から同六年五月までの間に、それも前者に近い時期に右の条目が作成されたと見て差支えないであろう。

実録の右の文章は、これを仔細に検討すると、諸外国で中国の患をなすものがあれば討たざるべからずといっているが、それはあくまで西北の胡戎すなわち北方蒙古諸族を指したもので、その他の東海・南海諸国は含まれなかったとみられる。これらの諸国はいずれも、山海に阻まれた辺僻な地域の小国であるから、中国の患とはならないものであり、したがってこれらの国は決して伐たない、すなわち不征の国であるとしているのである。それは、太祖がかつての隋の煬帝、元の世祖などのやった征伐の愚はふたたび繰り返さない、取るに足らぬ無益な国との摩擦は極力避けるという意図を示すと同時に、一族子孫への箴戒の言でもあった。したがって、いわゆる不征国の概念は、主として北方民族に対応する用語として、この時期に成立したものであり、十五国の名もおおむねその時期に想定して規定されたものと考えられる。⁽⁴²⁾そしてそれらの東・南海諸国に対しては、あくまで中国との間に伝統的な政治的従属関係を維持存続させ、朝貢―賞賜の關係にたつて懷柔政策をとり、相手国がそのような関係を逸脱する行為に対しては、これを懲戒するという観点から国交關係を絶つ、すなわち入貢拒絶の措置をもってこれに酬いたのである。日本に対する場合、祖訓録の成立以後にも、ときに威嚇的な書状が寄せられているが、將軍義満宛ての礼部書状に、「日本はは

るかに滄溟に居り、地を得るも以って疆を広むるに足らず、人を得るも以って元用と為すに足らず、微かに利を失えども争わざる所以なり。天の命を畏れて兵禍を弭め、以って日本の良民を存せしむる所以なり」と見える如く、祖訓録の精神は生かされているのであつて、太祖に日本を征伐する意図があつたとは考えられず、あくまで威嚇的表現であつたにすぎない。祖訓録は、基本的には明朝の封建支配の維持を確保するという前提のもとに成立したのであつて、太祖の意図もそこにあつたといわねばならない。

それでは、さきの日本一鑑や嘉靖寧波府志などに見える太祖が訓章もしくは訓典をつくりというのは、何を意味するのか。それは、皇明祖訓に不征諸国の名を列記し、その国名下に割注を施している部分の言葉を指すものに相違ない。皇明祖訓の日本国の割注には、

雖朝実詐、暗通奸臣胡惟庸、謀為不軌、故絶之

とあり、林賢の事件の発覚を契機として、太祖がその報復処置として講じた対策を指していることは明瞭である。例えば占城国の割注に「占城より以下の諸国来りて朝貢すれども、時に行商を内帯して譎詐を行なうこと多し。故に之を沮む。洪武八年より沮みて、洪武十二年に至りてまさに乃ち止むるを得」と見え、そのときどきに應じて太祖のうち出した対策であつたと考えられる。このような太祖のつた海外諸国にたいする一連の措置は、洪武二十八年「皇明祖訓」として「祖訓録」を重定した際に、割注として附加されるに至つたものであろう。したがつて、日本に対する通交吐絶も、右にのべた如く林賢事件の発覚した洪武十九年（一三八六）にとられた措置であつたというべきであつて、洪武十四年もしくは同十七年にかけることの間違ひであることはいうまでもない。

五

日中関係の国交正常化の試みは、太祖の努力にもかかわらず、形式的には表文の問題、実質的には倭寇の沿海侵

犯、という政治問題の解決に両国の歩みよりが見られず、洪武時代の三十余年間は打解の道もなく、かえって林賢の事件を契機に破局的方向に進んでしまった。当時の日本は、將軍義満による政權の統一は一応見られても、實質的に国内の治安を維持するまでにはいたらず、小さな内戦は南北合一（二三九二、洪武二十五年）まで続いている状況なので、中国側の要請する倭寇禁止の措置を講ずる余力は到底もち得なかったことと察せられる。また、中国側でいう日本国王良懷が九州のどの勢力を代表するものにせよ、將軍義満に拮抗しうる程のものではあり得なかったわけであり、中国側の要請に答えることは不可能なことであった。したがって、外交交渉による日本への期待を裏切られた太祖としては、自力で倭寇の鎮圧防衛の措置を講ずると同時に、国内における海禁政策を強化して彼らとの結びつきを絶ちきるほかなかった。

明初、太祖が海禁政策をとるにいたったことはかつて発表したこともあるので精しくはふれないが、元末の群雄方国珍・張士誠らが浙江・江蘇沿海地に拠り、太祖の鎮圧後もそれら配下の強豪が海上に逃避して倭寇を誘引したとの説も流布されて、それら地域にたいする太祖の措置がきわめて厳しかったことは有名な事実である。実録の洪武四年十二月丙戌の条に、

吳王左相靖海侯吳禎に詔して、方国珍の部する所の溫・台・慶元三府の軍士及び蘭秀山（定海県附近）の田糧無き民の嘗て船戸に充つる者、凡そ十一万一千七百三十人を籍して、各衛に隸して軍と為し、仍お瀕海の民に禁じて私かに海に出るを得ざらしむ。

と見え、太祖がこのときこれら沿海地の居民の海上進出を禁止したことは、記録に見える太祖の海禁政策の最初の措置であったといえる。ついで洪武十三年の胡惟庸事件は中国の内外にかなりの波紋を投じたと考えられ、浙江・福建・広東の沿海地では各地で民乱を誘発するにいたっている。例えば、洪武十四年十月には広東の潮州府南靖県の民が乱をなし、数日後には福建の福州府古田県の民廖十らが乱をなして吏民を殺掠したといひ、また浙江の衢州・処州・溫

州三府の山寇吳達・三葉・丁香らが相結んで乱をなし、その数は五千人にも達しており、十一月には潮州府程鄉県（今の梅県）に群盜が頻発し、同じく福州府福安县で民乱があり賊衆二千五百余人を獲たといひ、同じく広州の海寇曹真・蘇文卿らの反乱は大規模で、翌年にいたって鎮圧し、賊万余人を捕え斬首二千級に達したといひ、さらに同年十二月にも福建の漳州府竜巖県の民が乱をなし、自立して政府をつくり竜溪県を侵略したといひ、翌年二月にも同地の群盜が乱を起したといひ、同十五年十月には南雄侯趙庸が広東の群盜を討平し、賊鍾平王ほか賊党一万七千八百五十人、賊の家族一万六千余人を獲、斬首八千八百級、招降した居民は一万三千二百六十七戸に達したといひ、これら民乱の続発は胡惟庸事件の発覚による治安の動搖に乗じて生じたものとみられ、何れも鎮圧されるに至っているが、彼らが海上に逃避し倭寇を誘引することは充分考えられることであつた。太祖はその点を憂慮し、洪武十四年十月己巳の条にかさねて、

瀕海の民の私かに海外諸国に通ずるを禁ず。

として、海禁の指示を出している。

そればかりでなく、太祖は防倭体制を強化し、洪武十七年正月にはすでに老体で隠居していた信国公湯和に命じて、浙江・福建沿海の築城と巡視にあずかしめ、また沿海民の海上漁業までも禁止するにいたつた。⁽⁵⁵⁾ このとき湯和は、山東から浙江にいたる沿海地に五十九城を修復もしくは増築して、民丁四人に一人の割で戍兵とし、民兵組織による防備態勢を固めたといひ、これは、太祖の湯和にたいする沿海地での名声と實力に期待するところが大きかつたことを示すものであらう。ついで洪武十九年の林賢事件の発覚は、日本との国交関係を断絶させるとともに、倭寇防衛の必要度を一層増大し、浙江・福建沿海における衛所の増設と同時に海禁の厳令となつて現われた。事実、沿海の居民もしくは海寇のなかに倭寇と結ぶものも出現しており、洪武二十年には寧波府の沿海民でかつて倭に従つて寇をなすものがあつたといひ、⁽⁵⁹⁾ また同二十四年には中国人の海盜張阿馬が倭夷を誘引して入寇したといわれ、太祖の言葉

にも「海浜の人は島夷と連結して盗をなすもの多し、故に出海することを禁ず」と述べている。⁽⁶¹⁾それがために、海禁令は日ましに嚴重となり、実録の洪武二十三年冬十月乙酉の条には、

戸部に詔して、外番に交通するの禁を申厳す。上、中国の金銀・銅錢・段疋・兵器等の物は、前代より以来、出番するを許さざるに、今両広・浙江・福建の愚民は知ることなく、往々外番に交通し、私かに貨物に易うるを以て、故に之を嚴禁す。沿海の軍民官司にして私かに相交易せしめるに縦^{まか}す者も、悉く治するに罪を以てす。

と述べ、さらに同二十七年には民間での舶来の番香・番貨の使用を禁ずるとともに「縁海の人は往々私かに諸番に下りて香貨を貿易し、因つて蛮夷を誘いて盗を為す。礼部に命じて嚴禁して之を絶ち、敢えて私かに諸番に下りて互市する者あらば、必ず之を重法に寘^おく」という強硬な措置がとられた。⁽⁶²⁾

このように太祖の防倭体制は、胡惟庸事件につぐ日本との国交断絶も加わって、急速に高まり、直接的な倭寇の鎮圧防止にとどまらず、これを遮断する全面的な措置として中国内地人民の一切の海上進出、海外貿易の禁止に発展した。この海禁政策は、従来海上生活に依存して生計をたてた沿海地人民に極度の犠牲を強いる結果となった。かかる人民の犠牲をも敢えてかえりみず、これを強行したところに、太祖の防倭体制にたいする並々ならぬ決意をうかがうことができる。しかもこの政策は祖宗の法として、その後二世紀間にわたって維持されることになった。この太祖の一連の措置により、倭寇の沿海地での活動がただちに停止したとはいえないが、しだいに弱まってきたことは確かであり、出動の度合も少なくなり、浙江・福建から遠く離れて遼東・山東方面にわずかに出動するにすぎなくなった。

以上、明の太祖洪武帝の对外政策を通じて日中関係の交渉に重点をおきながら縷々説明してきたが、両国の国交正常化はこの時期にはついに実現するにいたらず、永楽帝の時期まで待たねばならなかった。それでは、永楽帝のときに何故実現したのだろうか。それには日中双方の事情を考慮する必要があるだろう。

まずわが国の事情についていえば、この時期にはすでに南北朝の合一をへて足利氏による幕府政権はほぼ安定期に向い、国内経済の復興発達は幕府にとって重要な関心事とならざるを得なかったであろう。しかも一三八六年から以後十数年にわたる中国との国交断絶は、日本の貨幣経済の発達にとってかなりの痛手であつたに違いなく、中国貿易への経済的欲求を一段と強めることとなつたと思われる。もともと將軍義満は中国との貿易には強い関心をもつていたものであれば、何らかの国交打解の道を講じたいと考えたに相違なく、洪武帝の死はその打解のための好機でもあつた。しかし惠帝即位後まもなく靖難の役が起り、中国は数年間にわたる内戦を迎えねばならなかつた。その終末をまたずして、義満は一四〇一年(応永八年、明の建文三年)日本准三后の名において大明皇帝宛ての国書を上呈する使節を中国に派遣し、礼を厚くして国交の回復を企図した。これにたいし明廷は、日本国王源道義として義満に返書を送り、大統領を頒示して正朔を奉ぜしめるための使節を派遣してきた⁽⁶³⁾。これは、義満が当時の客観情勢の上から、経済的欲求のためには政治関係において中国の意図に服したことを意味しよう。一方、中国側では靖難の役後、永楽帝が即位するが、詔諭の使節を朝鮮・安南・暹羅・爪哇・琉球・日本・蘇門答刺・占城諸国に派遣するとともに、礼部の臣に諭した言葉として、「太祖高皇帝のとき、諸番国、使を遣して来朝すれば、一に皆な之を遇するに誠を以つてし、その土物を以つて来り市易する者は悉く聴^{ゆる}す。その使或いは避忌あるを知らずして憲条に誤るも、皆な之を寛宥して以つて遠人を懐^{なつ}く。今、四海は一家、まさに広く無外の諸国に示し、誠を輸し来り貢する者有らば聴^{ゆる}す。爾^{なんじ}それ之を諭して朕が意を明知せしめよ」とある⁽⁶⁴⁾。これは太祖の意図するところの如く見せかけているが、実は対外関係において形式にとらわれないで実質を重視する永楽帝の意図を端的に表示したものであらう。こうした彼我両国の政策上の若干の変更により、その後の日中関係の正常な発展を見るにいたつたといつべきであらう。

(一九六五・一〇・一八)

本稿は昭和四十年文部省科学研究費による研究成果の一部であることを附記する。

註

- (1) 拙稿「明代の外国貿易—貢舶貿易の推移—」(和田博士還暦記念東洋史論叢所収) および「明朝の海禁政策」(東方学第六輯) 参照。
- (2) 田中健夫「倭寇と勘合貿易」(日本歴史新書) 二二頁参照。
- (3) 前掲書一五〇二二頁参照。
- (4) 明太祖実録洪武六年春正月庚戌の条。これにはその対策としてさらに続けて、「臣請令広洋・江陰・横海・水軍四衛、添造多艫快船、命將領之。無事則沿海巡徼以備不虞、若倭夷之来、則大船薄之、快船逐之。彼欲戰不能敵、欲退不可走、庶乎可以剿捕也。上善其言、從之」とある。
- (5) 同実録洪武五年六月癸卯の条。
- (6) 同実録洪武四年十二月丙戌の条、明史卷九一兵志、海防の条。
- (7) 同実録洪武五年八月甲申ならびに同年十一月癸亥の条。
- (8) 王輯五「中国日本交通史」一三五〇八頁。ならびに森克己「日宋貿易の研究」五一六〇二四頁参照。
- (9) 小葉田淳氏は、その著「中世日交通貿易史の研究」二頁に、「洪武六年の来朝使僧無逸克勤の天台座主に寄する書に、之より先三度の遣使あった事をいへば、同四年の趙秩の来朝を加え、洪武二年の西南恒信風期に前後して二使の来渡を見たのかも知れぬ」とさしているが、これは実録の洪武二年春正月乙卯の条および同年二月辛未の条の二つの記録を想定された結果と考えられる。しかしこの二つの記録は、時間的には僅か十六日の差にすぎず、当時日本への航海日数は平均十日を要するといわれており、往復には少なくとも二十日を要するわけで、さきの使節の報告結果をまたないで、ひきつづき使節を新たに出發させるということは、格別の事情の存しない限り考えがたいといわねばならぬ。したがって、前者は詔諭使節の派遣を決定した日附を示し、後者はその人選を決定して出發させるに至った日附を示すのであらう。
- (10) 小葉田淳氏は前掲書の一頁及び二七七頁に、明初市舶司が「太倉・黄渡(渡の誤植か)」に設けられたとし、いかにも二カ所に設置されたかの如く記している。しかし今言類編に「設太倉黄渡市舶司、至今稱為六國馬頭」とあり、弘治十三年の桑悦の著した太倉州志卷一沿革(東洋文庫本)の条に、「元至元十九年、宣慰朱清・張瑄、自崇明徙居太倉、創開海道漕運、而海外諸番因得於此交通市易、是以四閩居民閩閩相接、糧艘海舶、蜑商夷賈、輻湊而雲集、當時謂之六國馬頭」とあり、元・明を通じて太倉が六國の馬頭と称される立派な海港であったことが知られる。明の太祖は群雄の一人張士誠を倒してその地を併せると、呉元年(一三六七)四月に太倉衛を置き、つづいて同年十二月に市舶司を設置した。これは太祖がこの海港のもつ意義を知つての措置で、太倉衛の黄渡市舶司の位置はまさしく六國の馬頭としての海港におかれたことを示すものである。
- (11) 明太祖実録呉元年十二月丁卯ならびに庚午の条。

- (12) 同実録洪武三年二月甲戌の条に、「罷太倉黃渡市舶司、凡番舶至太倉者、令軍衛・有司同封籍其數、送赴京師」とあり、廢止後入港の蕃船はその業務を軍衛と州県に委託したものと思われる。
- (13) 同実録洪武四年九月丁丑の条。
このとき高麗に使節が派遣されたことは、実録の洪武二年夏四月乙丑朔の条によつて裏付けられ、日本にも同様の使節派遣が形式的にはあったのかも知れない。
- (14) 明史および明史稿の日本伝に、楊載の派遣を洪武二年三月にかけて記すが、実録の記載にしたがい同年二月とすべきであろう。
- (15) 小葉田淳氏前掲書二頁参照。
- (16) 明太祖実録洪武十八年春正月戊寅の条。
- (17) 同実録洪武七年六月乙未朔の条。
- (18) 明会要卷五十七食貨、市舶の条に洪武七年正月、戸部の奏言として、「海外諸国入貢、許附載方物與中土貿易、因設市舶司、置提舉官以領之、云々」とあり、実録から引用したことを注記しているが、太祖実録の同年月の条には同様の記載は全くない。ただし、海外諸国の入貢には方物を附載し中国と貿易するという事実がはやくから存在したことは、実録の洪武二年九月壬子の条の記載から知られ、また同実録の洪武十七年春正月丁巳の条にも、「命有司、凡海外諸国入貢、有附私物者、悉錮其稅」とあり、同様の事実を容認して免稅の原則を示したもので、内容的には明会要の記載は明初の事実を示すものとして何等差支えない。
- (19) 王圻の統文獻通考卷三一市舶互市の条。
- (20) 明太祖実録洪武八年夏四月甲午の条に、「安南陳瑞、遣其通議大夫阮若金等來、請朝貢期、上令群臣議、皆曰、古者諸侯之於天子、比年一小聘、三年一大聘、蕃邦遠國、但世見而已、於是命中書省臣、諭安南・高麗・占城等國、自今惟三年一來朝貢、若其王立則世見可也」とあり、高麗・安南・占城諸國に三年一期の貢期を定めた。この問題は、これよりさき洪武五年十月甲午、同七年三月癸巳の条にも論じられているが、太祖の意圖するところは、海外諸國の入貢が頻繁となれば、進貢物の負担でその民を困弊させ、また往復の海路の危険を伴うことから、諸侯の天子における關係で事大主義の誠意が表明されればそれでよいのだ、という考えから貢期を定めたものである。「其他遠國、如占城・安南・西洋瑣里・爪哇・淳泥・三仏齊・暹羅斛・真臘等處、新附國土、入貢既頻、勞費太甚、朕不欲也」とあるのも、相手國の立場を考慮しての政治的發想であつたといえる。その点からも、經濟貿易のことは副次的に考えたにすぎない。だからといって、經濟貿易關係を無視したわけではなく、中国の必要とするものを海外諸國に求めた例として、実録の洪武七年十二月乙卯の条に、「命刑部侍郎李浩及通事梁子名、使琉球國、賜其王察度文綺二十四・陶器一千事・鉄釜十口、仍令浩以文綺百匹・紗羅各五十匹・陶器六萬九千五百事・鉄釜九百九十口、就其國市馬」とあり、その結果軍馬四十四・硫黃五千斤を購入している。海外諸國の進貢物に馬の名が多く記載されているのも、中国の切実な要求であつたからに相違ない。

(22) 殊域周咨錄卷二東夷日本國の條に、洪武五年祖闡・克勤が日本に來使するにあたり、餞別としてこれに贈る南京天界寺の僧宗泐の

- 詩賦を載せ、そのなかに「維彼日本王、独遣沙門至、宝刀與名馬、用致臣服意、天子鑒其衷、復命重乃事、由彼尙仏乘、亦以僧為使」とあることから察せられる。
- (23) 前掲殊域周咨錄には洪武五年にかけて記す。明実録には彼等の派遣年月を明示していないが、帰国年月として洪武七年五月甲午の条にこれを載せ、同じく同年六月乙未朔の条に「使者至彼拘留二載、今年五月去舟纔還」ということから逆算し、洪武五年であったことが知られる。わが国の続本朝通鑑にも、応安五年（洪武五年）にかけて記載する。
- (24) 小葉田淳氏の前掲書四頁参照。
- (25) 池内宏「明初に於ける日本と支那との交渉」（歴史地理六の五・六・七・八）の論文より以後、前掲の小葉田・田中氏の諸説にいたるまで同様の見解に立っている。
- (26) 太祖実録洪武七年五月甲午（二十九日）の条に、「僧祖闡・克勤等還自日本、詔賜祖闡・克勤白金八百兩・文綺帛各二匹、從行僧白金・綺帛有差、祖闡等奏、日本驢馬、命受之」とある。
- (27) 実録の洪武十六年夏四月壬辰の条に、「賜国子監優生文寿衣衾靴襪」と見え、日本人留学生に日常用品の支給があり、同じく実録の洪武二十四年五月乙巳の条に、「以国子監生滕祐寿為觀察使、祐寿日本國人」と見える。
- (28) 前掲実録洪武七年八月丁酉の条。
- (29) 続本朝通鑑卷一四五、応安二年十二月の条に中国書を引用し、末尾の注記に「按良懷即懷良也、頃年菊池領筑紫、屢通商船、故中華以為、懷良為日本國王、不知京都帝王、故誤聞懷良為良懷、稱日本國王也、由是推之、則菊池威勢之強、可以察焉、唯惜其戰功闕失而不伝也」とあることから察せられる。その後、良懷の派遣船と称するものが中国書には洪武十九年まで見られ、それまでは菊池氏が九州に勢力をもっていたという解釈をとっている。
- (30) 前掲実録洪武九年夏四月甲申朔の条。
- (31) これは明の嘉靖年間、徐九鼎撰の高皇帝御製文集卷一六（内閣文庫本）にやや精細に掲載されているが、大要は実録に引用するものと異ならない。
- (32) 説郛統笏第一二所収。明史卷二八六の徐禎卿の伝によれば、彼は字昌穀、呉興の人で弘治十八年の進士、詩文に巧みで呉中の四才子と称され、わずか二十三歳で卒した。
- (33) 続本朝通鑑卷一四九永徳元年（洪武十四年）の条の中国書引用中に記す。
- (34) 義満の二回の使節派遣では、表文の形式をとらず、丞相宛ての書状をもたらずにすぎなかったが、このときの礼部の問責の書状に対する回答は中国の皇帝に向けたものであるから、中国書にはこれを表文とみて、そのように記録したということは充分考えられることであろう。
- (35) 焦竑の国朝獻徵録卷一一胡惟庸の伝、王世貞の筆になる。
- (36) その一例として、実録の洪武十二年九月戊午の条に、占城国の使節が入貢したとき、これを上聞に達せず、たまたま内官が市中で

その使節に遭い、これを皇帝の耳に入れたところ、太祖は「壅蔽の害、乃ちここに至るか」と嘆じ、中書省の臣を責めたので、丞相惟庸・汪広洋らはみな叩頭して謝罪した、ということあげている。これ以来、胡惟庸は事の発覚を非常に畏れたともいう。

(37) 廿二史劄記卷三二胡藍之獄の条参照。

(38) 内閣文庫本、皇明制書に所収。太祖実録洪武十九年十二月癸巳の条には、「御製大誥三編成り、天下に頒示す、云々」とある。その内容は、太祖が治安維持の必要から、当世の善事・悪事をとりあげ、善を法とし悪を戒めるといふ観点から、条目ごとに集録して編をつくらしめ、みずからこれに序文を記したものである。

(39) 明史卷三〇八胡惟庸伝に、「惟庸既死、其反状猶未盡露、至十八年李存義為人首告、免死安置崇明、十九年十月林賢獄成、惟庸通倭事始著、云々」とあるは正しい。

(40) 章潢の圖書編卷五〇日本国の条。陳仁錫の皇明世法錄卷七五海防、本朝備倭通貢考の条には、洪武九年と同十三年にそれぞれ帰廷用・如瑤の入貢をあげると同時に、また同十五年と同十七年にもそれぞれ両者がまた来貢したとし、林賢の事件を同十五年にかけて説明している。これは別系統の資料を無批判に集録した結果であろう。また帰廷用・如瑤のそれぞれの入貢説を洪武十五年・同十七年にかけたのは、同十七年に信国公湯和が致仕して鳳陽に隱居していたのを、太祖が沿海備倭のために特に召し出して大任を授け、山東から浙江にいたる沿海に五十九の築城ならびに民兵による防衛措置を講ぜしめた結果の伏線として、案出されたものではなからうか。鄧球の皇明泳化類編卷一二八、四夷日本の条には、洪武九年帰廷用の入貢から十二年、十三年、十四年の日本の入貢（如瑤の名は記さず）をあげ、十五年・十七年のそれは記載していない。それは実録の記載にほぼ近いものである。

(41) 石原道博「皇明祖訓の成立」（清水博士追悼記念『明代史論叢』所収）参照。

(42) 石原道博氏は、「不征之國」の精神ができたのを洪武四年、「不征之國日本」の成立は洪武十四年から六年の間、日本をも含めた田中健夫氏は、不征とは征伐しないという意味であるが、實際の内容は通交を絶つということにすぎない、すなわち日本に対しては一種の鎖國を行なえという敬遠警戒策であろう、としているが、この考えも妥当であるとは思えない。元来、不征とは不伐と同義であり、不征国は征国に対応する概念であり、太祖の意図するところは征伐するに値しない国、すなわち不征の国と観たのである。そしてそれら諸国は何れも辺僻な地域の小国で取るに足らないもので、征伐するに値しない国、すなわち不征の国と観たのである。そしてそれら諸国に対しては、朝貢關係を通じて友好的懷柔政策をもつてのぞむという態度をとったのである。海外諸国に対する関税免除はその具體的な現われである。したがって、祖訓録のできた洪武六年には、不征国の概念はすでに成立し、その対象となる諸国名が想定され、記載されたと思われる。太祖が即位の詔諭を発し朝貢を促進した東海南海諸国は、当然その対象となったものである。不征国には元来、通交を絶つという意味はないのであって、琉球・真臘・暹羅・蘇門答刺・爪哇・淳泥など多くの国が不征国に列せられているが、通交を絶たれてはいない。通交を絶つということは、その後を生じた相手国を懲戒するための結果的な報復処置であっ

たにすぎない。日本・朝鮮・占城などが一時的にその処置を取られたのである。もし通交を絶つということが不征国の内容であるとすれば、皇明祖訓が祖宗の法として歴代遵守すべきものとされているのであるから、永樂以後の日中国交関係もあり得ない筈であり、事実と反することになる。また、明末の史書に「不征国日本」のことが多く出てくるが、それは北虜南倭とよばれる後期倭寇の段階に、倭寇の猖獗にもかかわらず、日本征伐は祖訓に禁じられているので、濫りに兵を出してはならないという彼ら自身の自戒の意味から、祖訓がしばしば引用されるにいたったものに他ならない。その対象が日本であったため、不征国は日本だけであるのか、如き印象を与えることになったのである。

前掲拙稿「明朝の海禁政策」参照。

(43) 皇明世法錄卷七五海防、日本、本朝備倭通貢考の条。

(44) 明史卷九一兵志海防の条の同記録はこの実録からの引用である。

(45) 太祖実録洪武十四年冬十月丙辰の条。

(46) 同実録洪武十四年冬十月庚申の条。

(47) 同実録洪武十四年冬十月己卯の条。

(48) 同実録洪武十四年十一月丙午の条。

(49) 同実録洪武十四年十一月庚戌の条。

(50) 註50と同じ。また同実録洪武十五年春正月乙未および甲辰の条。

(51) 同実録洪武十四年十二月乙卯の条。

(52) 同実録洪武十五年二月甲寅の条。

(53) 同実録洪武十五年冬十月戊子の条。

(54) 同実録洪武十七年春正月壬戌の条。

(55) 皇明世法錄卷七五海防、日本、本朝備倭通貢考の条。

(56) 同実録洪武十九年十二月癸未朔の条には「寧波・温・台・昌国等府県、並海之地、置千戸所八、……皆屯兵以備海寇」とあり、同

(57) 二十一年二月己酉の条に「置福建沿海五衛指揮使司、……所属千戸所十二、……以防倭寇」とあるのはこれを示す。

(58) 同実録洪武二十一年春正月甲午の条に「(上略)時方に外夷に交通するの禁を嚴にす。云々」とある。

(59) 同実録洪武二十年六月丁亥の条。

(60) 同実録洪武二十四年八月癸酉の条。

(61) 同実録洪武二十五年秋七月己酉の条。

(62) 同実録洪武二十七年春正月甲寅の条。

(63) 周鳳の善隣国宝記卷中、応永八年の条。

(64) 明太宗実録洪武三十五年九月丁亥の条。